

第七十一回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十六号

昭和四十八年六月十五日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 登坂重次郎君 理事 林 義郎君

理事 渡部 恒三君 理事 小林 信一君

理事 島本 虎三君 理事 中島 武敏君

小澤 太郎君 田中 寛君

岡田 春夫君 木下 元二君

多田 光雄君 岡本 富夫君

坂口 力君 小宮 武喜君

出席國務大臣

國務大臣 三木 武夫君

出席府政委員

警察庁警備局長 山本 鎮彦君

北海道開発庁総務監理官 山田 嘉治君

環境庁企画調整局長 船後 正道君

環境庁自然保護局長 首尾木 一君

環境庁大気保全部長 山形 操六君

環境庁水質保全部長 岡安 誠君

林野庁長官 福田 省一君

通商産業政務次官 矢野 登君

通商産業省公益事業局長 井上 保君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 藤仲 貞一君

水産庁調査研究部長 松下 友成君

運輸省港湾局計画課長 鮫島 泰佑君

特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

六月十三日

辞任

稲村佐近四郎君

同月十五日

辞任

阿部未喜男君

同日

辞任

岡田 春夫君

同日

多田 光雄君

同日

理事稲村佐近四郎君同月十三日委員辞任につき、その補欠として渡部恒三君が理事に当選した。

同日

理事稲村佐近四郎君同月十三日委員辞任につき、その補欠として渡部恒三君が理事に当選した。

同日

六月十三日

瀬戸内海の環境保全に関する請願(吉田法晴君紹介)(第七二二二号)

は本委員会に付託された。

同日

本日(六月十三日)の会議に付した案件

理事の補欠選任

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

公害対策並びに環境保全に関する件(自然環境保全対策等)

○佐野委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についておはかりいたします。理事稲村佐近四郎君が去る十三日委員を辞任され、理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

それでは渡部恒三君を理事に指名いたします。

同日

○佐野委員長 公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 いま長官を呼んであるのです。警察庁長官は時間ほとんどとって、理事会の了解もとってつけてあるのです。しかしまだ来ないのであります。私はこういうような状態の中でこのことに触れることだけはちょっと困るのであります。が、まあその間に来ると思いますが、一応環境庁長官並びに通産省関係の質問から始めさせていただきます。

○三木國務大臣 島本委員自身からの御質問もありましたし、社会党からの申し入れもございました。たし、そういう申し入れあるなしにかかわらず、やはり地元が環境の保全というのに対して非常に不安があるわけでありまして、それは一企業ばかりでなく、全体としての環境保全ということになります。みなさんが考えなければならぬ問題でありますので、北海道庁に対しても北電に対しても地元民の不安を解消するためにはよく話し合いをするようにと、そうしてそういう地元の協力を得られるようにすることが企業というものの将来の経営上からいっても、そういうやり方のほうがずっと安定した経営ができるわけでありまして、強く申し入れをいたしましたのであります。島本委員の御指摘のように、昨日機動隊を導入して、そうして工事が開始されたことは非常に遺憾に思っております。それで直ちに私のほうからも、話

し合いは継続しなければいけぬ、住民の環境保全上の不安というものは大問題でありますから、今後とも話し合いを継続して、そういう機動隊の導入などなくして工事が進められることが望ましいこととあります。そういう事態が起こってもなおかつもう話し合ひはしないという態度はよくない。話し合ひを今後継続して、そして問題が円満に地元民の協力の得られるような努力をするべきである、忍耐強くやる責任が企業にあるということとを強く申し上った次第でございます。

○矢野政府委員 通産省といたしましては、四月九日に北海道電力社長あてに文書をもつて、計画の推進にあたっては万二にも重大な事態を招くことのないように強く要望しております。貴社伊達発電所第一号機については、昭和四十八年一月十六日付け四七公第一一六四六号をもつて工事計画を認可し、その後も発電所建設に対する地元の理解を得るよう努力を要請してきたところですが、計画の推進に当つては万二にも重大な事態を招くことのないよう強く要請します。とこういう手紙を四月九日付で北海道電力社長あてに出してあります。

北海道電力におきましても、この趣旨には沿つて、誠意をもつて現地における反対派の方々を説得する対策は講じておるようでございます。さらに公開の話し合ひの場におきましても誠意をもつて理解を深める努力を続けてきたといつております。このような話し合ひの中で問題点が煮詰まってきたという判断のもとに、電力安定供給の確保をしなければならぬ、こうした観点から今回の着工に踏み切つたわけでございますが、着工後も引き続き、残された諸問題については十分に話し合ひを続けていくことが必要であると考えられますので、今後もこの方向で同社を指導してまいります。なお昨日も、問題発生後こちらから電話で、北海道電力に対して、あくまでも地元と話し合ひを続け、事態を平穏のうちに進めるよう連絡をとつておる。以上でございます。

○島本委員 通産政務次官の答弁はうそでありま

す。それはどなたが書いた答弁書か知りませんが、話し合ひの中で、亜硫酸ガスの最大濃度、逆転層、そして排煙脱硫や亜硫酸ガスの農作物に対する影響、人体への影響、そして建設に対する手続、こういうような点に対して話し合ひがほとんど煮詰まっております。そのほかに温排水問題等の漁業に対する影響、それから公害防止協定、これは上程されておつてもほとんど話し合ひに入っておりません。何で円満に進めたと言っているのですか。うそじゃありませんか、それは。

そしてなお、この際に長官、ほんとうに私は遺憾です。と申しますのは、党としてもこういうような流血の惨事を避けるように話し合ひは継続せよという文書、ここに持つておりますが、前後三回にわたつて文書でやつておるのです。官房長官にもやつておるのです。みんなそのときには賛成だ、そのように示達しているはずなんです。しかし十三日の午前十時二十分にも、このことを長官に申し入れておるはずで、文書で、数回申し入れても、同じような状態をつくり上げられたといふことは、副総理としての威令が行なわれないのじゃないか。同時にこれは対話路線、そういうものは幾らいつても企業サイドの前には無視されるのじゃないか。それと同時に、二階堂官房長官も当然要請しているのではありませんか、これは無視されて茶番化されているのじゃないか。同時に、井上公益事業局長、あなたもこれに対しては、新聞記者会見で残念だ、こういうようなことを言っているのです。会社側の判断を前にしてまさに無力化しているじゃありませんか。そうでなければ、皆さん陰に回つて別な指導をしているといふことになる。まさにこれは閣内不統一である。それと同時に、指導力もなく威令も行なわれない、こういうようなことになつた場合には、今後公害行政に対する重大なピンチです。これに対して環境庁長官、私は重大な決意を持たなければならぬの

ですが、あえて言う、環境と開発、これがぶつかった場合、あなたは環境をとると言つておるのに、今度は開発という答が出てしまつたことにな

る。そうすると、あなたが推進したいという住民運動にも暗い陰がさす、むざんに踏みこじられることになるじゃありませんか。副総理として、こういうような公害行政に対して、ちよつとこういうような態度は許してはならないと思います。私まことに残念であります。長官、これに対してひとつ決意を伺つておきたいのです。

○三木國務大臣 私は、企業は各地域の協力を得なければ、いろいろな面で、経営するについても不都合が起つてくると思ひますから、地域社会との間に環境上の不安があつたら、このような公害防止協定を結んで、その不安を解消するのだといつてもう少し地域住民の理解を求めるような努力を、各企業はしなければいかぬと思うのです。そういう点で何か企業の努力というものが、できるだけやつておるとはいうんではないが、われわれから見ると努力が足りないと思う。もう少しやらなければいけない。そこに永久に企業は行くのですから、地元民の協力というものは絶対必要である、そういうことを考えれば、非常に困難はあつても、忍耐強く話し合ひをするという態度を企業が持たなければ、いつも機動隊を導入して工事を始めるといふような事態が各地に起こるといふことは、今後開発を進めていくにおいても、企業と地域社会というものがそういう形になることはよくない、こういうことで、起つてしまつたことで、もとに戻すといふことはできないことで、いろいろおしかりを受けるわけですが、今後ともかく環境保全という見地に立つて話し合ひを続ける。われわれもまた、環境のいろいろな基準を今後履行して、いかにいかにして、これは本来の環境庁の専事でありまから、きびしい態度を持していく。どうか島本委員のいろいろ反対の側に立つていられる方々、そういう方々との間にいろいろ御連絡もあるでしょうが、そういう人々も環境保全、公害防止という見地に立つて今後とも話し合ひを継続するように、強大な島本さんの影響力を行使していただければ非常にありがたいと思ひ次第でございます。

○島本委員 警察庁長官はまだ来ませんか。当委員会、地方行政の理事間の協定によつて十一時から一時間こへ来てもらふという事になつてゐるんです。取りつけてある。それにもかかわらず、まだ来ない。一体、この伊達火力の機動隊導入に対してどういふような状態だつたのですか。それで人が何人ほど出たのですか。流血の惨事は免れたのですか。この報告を願ひます。

○山本(鎮)政府委員 お答えいたします。昨日の状況をまずお話し申し上げますと、北海道電力株式会社は昭和四十五年四月、伊達市の長和地区に火力発電所の建設を計画して、それぞれの所定の準備を進めておつて、この工事着工のための重機類、資材等の搬入が昨日午前五時ごろから車両二十二台をもつて実施されたわけでございます。これに対して労組員、地元農漁民、極左暴力集団、こういう反対勢力が最盛時約七百五十人を動員されまして、路上にビケを張る、あるいはすわり込む、こういう阻止行動が続けられたわけでございます。これに対して北海道の警察本部は警察官五百人を動員いたしまして、警備に当たつて、すわり込みなどの違法行為に対してはこれを引き抜く、排除を行なうという警察の必要な措置を講ずるとともに、警察の警告を無視してすわり込みを続けていた者十一名を威力業務妨害、道路交通法違反、こういう容疑で現行犯逮捕をいたしております。

本警備に当たつてけがをした方が三人出ておる状況でございます。この三人のけがの状況でございますが、その第一の方は千石という方でございます。この方は今日の午前八時ごろ火力発電所に通ずる道路の反対同盟の監視小屋付近ですわり込みを行なつておつて、警察部隊がこれを排除したわけですが、その際、本人は飲酒しておつたやうな様子で、一たん排除したところ再びすわり込んで、現場に戻つてすわり込みを続けるという状況で、排除に当たる警察官もその間の本人の状況をよく考えまして、三人がかりで慎重にかかえるようにして本人を移動したところ、急に頭が痛い

というように言ひ出したので、急いで救急車であつた赤十字病院に運んで医師の診断を受けたといふことと、本人はレントゲン撮影も行なつたわけですが、透視の結果では何ら異常はない、外傷もないといふことで、神経的な障害ではないかといふ医師の回答になっております。

第二は、室蘭市の斎藤という人でございまして、この方は左のひじを捻挫して、通院加療四週間の傷害を受けたといふことになっております。本件について斎藤さんを排除したといふ警察官は現場において斎藤さんを排除したといふ警察官は現場のどこで発見されておりましたか。警察官が本件を認知したしたのは、九時十六分ごろ、建設用地横の道路の上の社会党の宣伝カーから警察のほうに救急車を呼んだといふ連絡がございまして、救急車で伊達の赤十字病院に運んで同病院の医師が診察したといふことと、斎藤さんについて、レントゲンの透視の結果では何ら異常はない、ただ本人が痛みを訴えるので捻挫の疑いがある、こういう診断をしたといふ報告を受けております。

第三は、室蘭におられる南部という方で、これは左の上腕の二頭筋長頭部分の断裂といふことの診断で加療四週間という傷害を受けたといふ事案でございまして、これは時間が九時十分ごろ、建設用地横の道路上で反対同盟の人たちがすり込みをしておいた際、このすり込みの人たちを指揮していたといふことで、現認した警察官二名が、両わきから腕をとるようになり引き立て、威力業務妨害等の現行犯といふことで逮捕したものでございまして、逮捕後伊達警察署に引致してきたあと、左腕が痛いといふことを申し出たので、直ちに伊達の赤十字病院で診察を受けてもらったところ、先ほど述べたような病状であつたといふことで、はっきりしたわけではございませんが、警察官の加えた実力は、逮捕行為に必要な限度を越えたものではないといふ報告を受けて

ございます。

いづれにしろ、三人の人物がけがをしたといふことと、警察官の必要以上の不当な実力行使といふことで起きた結果ではないといふふうに考へております。

以上がその報告であります。

○島本委員 あとから報告を求めると、そういうような三百代言的な報告しか来ない、これが警察の実態なんじゃないですか。

もう少し先へいきますけれども、この千石正志さんという三十六歳の方は、内臓破裂の疑いで日赤病院へ収容されたんです。何も加えないのにどうしてこういうような状態になるんですか。相当な圧力です。それから斎藤哲身さん、これは二十三歳の人ですが、左手骨折じやありませんか。こういうような状態なのにほとんど何でもないような報告。これはまさに現地からのなまなましい情報ですよ。証拠あるんです。全くそういうような状態では遺憾です、長官。

そのほか、今度南部忠夫氏に至りましては、全治四週間、左上腕二頭筋長頭部分断裂、こういうようなことで失神しているんです。それも環境保健裁判の原告団の一人じゃありませんか。特にねらつてやつたような形跡さへあるじゃありませんか。

ほとんどけが人はこの三人だといふ。しかし敷き詰められたあの砂利の上に、ズボンをはき直されて、そして血が点々とこぼれておる。こういうような状態でも、そのほかは円満にやつたといふことになるんですか、長官。敷き詰められてある石の上に、ちゃんとズボンが破れたのと同時に、今度は血がその中にまみれているのです。血がにじんでいるのです。こういうような状態にしておいて、警察官はほんとうに正当防衛かのように言っている。これはもうすでに訴えられていまして、刑事事件になるでしょう。いまのようなのが、これが実態なんです。あなたのところへ言ってきたのは、これはほんとうに三百代言的な、

これはもう作為ですよ。実態はそうじゃありません。もう一回調べ直しなさい。

○山本(總)政府委員 ただいまの負傷者の件でございまして、これは警察といたしましては慎重に病院に問い合わせ、その結果を御報告しているわけであつて、私どもはいかげなことで御報告しているわけではございません。

千石という方については、別に内臓破裂というやうなことはない。それから斎藤さんについても、骨折というやうな事実は全くございません。まあ第三の方については、先ほど申し上げましたやうな四週間に及ぶ加療が必要だといふ診断が出ておるようでございます。

○島本委員 それよりもっと残酷なのがあるのです。この原告の人のけがをされたその南部さん、これはもう公害関係の評論家としての第一人者なんです。十五日に「空よーSOーSOS」というNHKのビデオどり、こういうやうな約束にまでなつておつた人なんです。まさにこれは、そういうやうな人をねらつてやつたやうな行為としか思われないう人です。何ら抵抗してない人です。目撃者、星野健三道会議員。そしてこれに対しては、小樽かららしい警官三名、それがもう強引にその人をやっている。逆に手をねじり上げておるのです。そうして、そばに寄つた高野弁護士、これも環境保健裁判の担当弁護士、この人が、現行犯逮捕手続書、これを見せられていまして、拒否しているのです。弁護士の当然の要求さへ拒否しているのです。そのほか、そのまゝうへへ帰つてそのまゝ寝込んでおる人がずつとあるんです。その場では緊張してわがわが泣いておる。うちへ帰つてきたとたん足腰が立たなくなつておるのです。いま私の手元ではっきりしているものの名前を言つても、菅野正勝、三十八歳。けられたまゝ家で寝込んでしまつておるんです。豊田正勝、これもぐあいが悪くなつて、そのまゝ寝込んでおるのです。うちへ帰つて。佐藤義行、これは農家です。これもうちへ帰つてそのま

ま寝込んでおる。現在寝込んでおるのです。こういうやうな状態にしておいて、その人の名前さえわかつておるのにそれも発表しないで、当然弁護士の手続というやうなものを踏んでやつても、現行犯逮捕手続書なるものも見せない。まさに暴力行為じゃありませんか、こういうやうなことをやるのは。そして、何でもなし、軽く触れた程度のもので失神しているんです。そして報道陣がカメラを向けるとそれがやらない。カメラの放列からはずれると今度はそれをやる。暴徒と同じじゃありませんか、このやり方は。長官、こういうやうなことでやられたんです。警察庁長官を呼んでもらいます。もう来なければ行つて、すぐ委員長、もう来る時間でありまして、呼んでおいてもらいます。こういうやうな事務的な、そんなもの読み上げるだけじゃ権威ありません。

長官、こういうやうな状態なんです。私はまことに遺憾です。流血の惨状を見ないように指導すると言つて、この状態はどうなんですか。これが流血の惨状じゃないのですか、長官。まだあるのですよ。こういうやうな状態、何のために強行しなければならぬのですか。副総理としての威厳はもう地に落ちておるじゃありませんか。一会社によつてこれをやられる。これが公害行政ですか。まさに日本の将来のために嘆かわしいです。警察庁長官来るまではこの答弁保留しておきますが、長官、これはどういふことですか。

○三木國務大臣 しばしばお答えしております。うに、そういう事態にならないためには、やはり環境保全という見地から公害問題などに対して、地元との間に非常な理解を得られるやうな努力をすべきであるといふことは繰り返して述べたわけですが、いま御指摘のやうな事態を招いたことは非常に遺憾に思つておる次第でございます。

○島本委員 それだけじゃありません。じゃ長官まだ来ませんから……

○佐野委員長 呼んでいいますから。○島本委員 あとのほうをやつて、これは順序をちよつと交換いたします。通産省としては、これ

に対してはどういう指導をいままでしてきたんですか。これははっきりしてもらいたいです。石炭専焼の火力発電を認める。そのかわりに伊達火力をすみやかに進めよ。石炭専焼の火力発電所は臨海地帯に建設せよ、こういうようなことを堂垣内北海道知事に通産大臣から言っているじやありませんか。まさに皆さんの言うがそれをやらしたじやありませんか。それで大事を呼んでいるのです。こういうめっちゃくちゃ話あります。これは関係内統一じゃありませんか、長官。石炭専焼の火力発電の建設をしたかったならば重油専焼の伊達火力を早くやれ、このようにして堂垣内知事をそのかして着工促進をはかった、こういわれているのです。また、それらしいことも新聞に出ているのです。そんなことしなかったのですか。これはあなたではわからぬ。とんでもないことです、これは。

○井上政府委員 石炭火力の問題でございすが、これにつきましては、その後の五十二年あるいは五十二年以降の需給上の必要な供給源といたしまして、現在石炭火力発電所の建設をどうするかという点につきまして鋭意検討いたしておる段階でございまして、まだどこにつくるとか、どういう規模であるとか、そういうものがはっきりしている段階ではございません。非常に問題が多うございしますので、現在検討している段階でございします。

○島本委員 あなたに言っているのじやないです。これは中曽根通産大臣が堂垣内北海道知事に、この点を言っているのです。伊達火力をすみやかに進めなさい、石炭専焼の火力発電所は臨海地帯に建設するようにしなさい、こういうようなことを言っている、まさにそのかしてはいるのです。これは大臣が直接言っているのです。これは正否をはっきり確かめて、これに対してあとからこっちのほうへ知らしてください。文書によつてはつきりさせてください。とんでもないことです。それだけじやないです、長官。話を進めようとして、住民のほうに不信におちいっているのです。とい

うのは、初め電調審でできたころ、そのころは重油の硫黄分の含有率が二・二％の油、これでも閩値以下になります、こういうふうにはっきり言っているのです。それから住民との折衝の中で、一・七％のものをたきます、これならいいです、こういうふうに言っているのです。そのうちに、また交渉で、一・〇％のものをたきます、まして一号機は一・〇、二号機になったら一・〇・八％のものをたきます、こういうふうにはっきり言っているのです。二・二％のものが電調審にきめられて、これで何でもないと言いが、だんだんこれを下げていっている。漁民はこれに対して当然不安がらないでどうしますか。権威ないじやありませんか。とにかく何でもいから、つくればいい、こういう態度であります。まして苫小牧の東部開発、その方面に行くと、〇・四％のものは使わせないとやっているのです。北電は企業努力しているのです。これは殿さま企業ではありません。通産局の指導もこういうような状態で、数字そのものを見ても、ほとんど住民が信用できないような経過をたどっているのです。漁民と住民を納得させようとしても、これじゃしょうないじやありませんか。通産省の指導もおかしいです。現在の公害の責任を何ら反省した行為とは思われません。これに対して通産省ではどういうように考えているのですか。漁民との間にこんなことを言っている、住民との間に信用がちゃんと取りつけられるのですか。

○井上政府委員 現在のサルファ対策でございすが、これは現在の環境基準——新環境基準でございしますが、それに対して十分にたえるというところだけではない、これは燃料の手当てその他ができません。できる限り低いものを使うようにというところで強力に指導いたしております。たとえば現在九電力の平均サルファ分は一・〇％でございしますが、これは五十一年度におきましては〇・五％程度にしたいという計画を持っておりまして、これもできるだけ下げようというところで、いろいろローサルファの入手等に努力いたしまし

て、できる限り低くしたいということで、その地域、地域の実情に応じまして、環境基準以下のものを確保したいということでやっているわけでございます。まして、現在、いま話が出ておりました一・〇％では、閩値でいきますと、大体所要の環境基準の基準になっておりますものの八分の一程度である。従来のものですと五分の一程度でございすけれども、さらにそれをできる限り下げたいというのがわれわれの考えでございまして、その地域で手当てがつかます限り努力いたしまして、できる限りこれを低くしたいというふうに指導いたしておるわけでございします。

○島本委員 警察庁の関係はこれで終わっているのじやないのですから、長官が来たならばこの続きをやるのですが、まずその問題と、もう一つ住民に不信を買っているのは、温排水の影響のことです。これについては、五月、六月、七月で北海道で再調査をするということになっているはずですが、それをやる前に強行着工してしまっている。何ですか、これは。そういうような企業の状態を皆さんは指導しているなんというところは、言語道断です。漁民の了解できないのは当然じやありませんか。まして電源開発整備法を審議中でしよう。審議中であるにかかわらず、これもやってのけている。言語道断というのはこのことなんです。現在の公害に対しての反省は通産省に一つもないじやありませんか。責任をもってこういうような行政官はかえてしまわないとだめです。政務次官どうですか、これは。やっていることとみなおかし

い。——政務次官に聞いている。

○井上政府委員 法律の関係でございしますが、法律の関係につきましては、経過措置を入れておりまして、法律が成立いたしました晩におきましては、すでに着工しているものでも特定のものについては法律を適用するという経過規定を置いてございします。

それから温排水の問題につきましては、しばしば申し上げておりますように、電調審の場合、それ以後、いろいろところで検討いたしまして、き

わめて影響軽微の範囲につきましては実体的な話し合いを進めていくということで、行政的な指導をしていた次第でございします。

○島本委員 何ほ聞いてもこれじやだめです。いわゆる企業サイドで、公害なんかもう——開発のあとから環境行政がついていくような、こういうような考え方じやだめです。私はここで長官によく聞いておいてもらいたいです。

いま一つ一つやつても、長官がやっていることと逆じやありませんか。まさに関係内統一である。こういうような状態で、いかに環境行政を進めようと思っても、やるそばからこれはくずれます。とんでもないことです。

それと同時に、なお解明できない点がたくさんあるのですけれども、警察の関係では、これは公害が現在のような状態になり、昭和四十五年の公害国会以来、警察そのものにも、いわゆる公害罪処罰法というような法律も、はつきり皆さんがそのもとに立って指導しなければならぬような状態にあるはずで、公害に対して、これはやはり警察権を乱用するようなことがあつては困るはずで、今度の場合には、どういうような根拠で機動隊を出したのでしょうか。この根拠法は何法で、第何条によるのですか。

○山本(鶴)政府委員 先ほどお話し申し上げましたように、電力会社のほうで建設資材を搬入する、これに対して反対勢力がそこにすわり込んで実力でそれを阻止する。こういうようなことはこれまで電力会社側と反対側との話し合いの中においてもどうしても阻止するというようなことを言っておりますし、それから先日新聞等においてもどこの情勢が予想されるわけでありまして、そういう場合には警察としては公共の安全と秩序を維持する責任があるということで、警察法第二条に与えられた責任において、かつそれがまさに犯罪が行なわれようとするおそれがあるということで、警察官職務執行法第五条の規定によつて出動をしてこれを制止する。そうして今回の場合は、阻止行

動は明らかに威力業務妨害罪並びに道路交通法の違反であるという事で制止あるいは警告、そして最後に何度警告してもそれに従わないという者に対しては、先ほど申し上げましたようなことで、いまま言ったような罪名で十一名を逮捕した、こういうことであります。

○島本委員 あなたは公害に対しては被害者と加害者しかないというのを御存じですか。犯罪の警告、制止、これもまさに加害者側にすべきじゃないですか。公害においては加害者と被害者しかないのです。あなたのやっていることは加害者に対して応援していることになるじゃないですか。警察の過剰権利行使ですよ。こういうばかことをやる警察はあったものじゃありません。冗談じゃありませんよ。まさにこれは過剰権利行使です。これはもう警察官としてはこういうような場合、いつでもでは今度は公害行政でこういうような場合には、要請があったならば、公害には加害者と被害者しかないのだから、会社側から要請があったならば、それはやはり加害者側につくことになるわけですね。長官、これは大事ですよ。

○山本(鎮)政府委員 警察官の出動をやるのは公害の問題というよりも、あるいは会社からの要請という問題ではないのであって、そういう形で阻止行動が行なわれた。会社側の……(要請したじゃないか)と呼ぶ者あり)要請は、われわれとして独自の判断、要請も一つの判断の材料ではございますけれども、そういう形で資材を搬入する、これを阻止する。そういう力と力がいっばつかるという形にならなければ、そこで犯罪が起るおそれがある。放置しておけばいっばつ身体、生命あるいは財産にいろいろな損害が起るおそれがある。こういう状況を警告し、制止し、そうしてその犯罪行為について警察権を行使するという事であって、会社側の要請があればすぐ出ていくという問題ではなくて、諸般の状況を警察独自の判断で判断してこれに出動したんだ、会社側の要請はその判断の一つの材料に過ぎないわけではございません。

○島本委員 判断の材料というけれども、警察はいつでも、では会社側が要請し、その資材を持ってきたて、いかに公害発生のおそれがあり、環境の裁判でいまま争っているその最中であつても、資材を搬入し、そこでもって電力会社がそういうような工事を着工しようとする、強行しようとする、それを排除し、それを円満にやらせるのが警察だということになりますね。いつでも加害者の味方だということになってしまふのです。公害においては加害者と被害者しかないのです。なぜそういうようなことばかりあなたたちは指導するのです。やはりだめです、長官でないとだめだ。三木長官、こういうようなやり方ではだめじゃありませんか。何でもか、このやり方は。いつでも加害者の応援ばかりしている、こういうようなことで、長官、いいのですか。警察はどちらにも味方しない立場をとるべきじゃありませんか。

○山本(鎮)政府委員 お答えします。私もどっちにも味方するということにはございませぬ。一方的にどちらに加担するということもございませぬ。これまで北電の関係にも、ことしになって八回にわたって資材搬入の動きがございました。御承知のとおりだと思いますが、その際は別に警察は出動いたしておりました。(出ていないじゃないか)と呼ぶ者あり)実際にそれを阻止したり警告したりということとしてはおりませぬ。だからそういうような生命、身体、財産、これに危害を及ぼすようなおそれがある場合に出来るという事であって、その公害闘争自体が正当にルールを守って行なわれている限りにおいては、何ら警察としてこれにタッチするということはない気持ちはございませぬ。

○島本委員 これはやはりどちらにも味方しない厳正な中立な立場をとるのが警察官の任務じゃないのですか。そうじゃないのですか。あなたにだめだ。長官、警察庁長官来てないからあなたにかわって、副総理として答弁してください。警察はほんとにどちらにも味方しない立場で厳正中立な立場をとるのがほんとうじゃないのですか。

○三木国務大臣 それは言うまでもなく、警察はどちらにも味方するものでもございませぬ。厳正な立場を守ろうとするのは社会の秩序であつて、敵でも味方でもないということでありませぬ。

○島本委員 だから会社側の要請によって、会社側が有利になるように導いたのです。公害行政にこれは加害者と被害者しかない。あえて言うとな被害者の立場に立つてやるのが、いまの公害行政を実施しなければならぬいわば行政の義務なんです。本末転倒している。ほんとうにもう中立の立場に立つならば、三木環境庁長官から話し合いを進めなさい、それをもう数回にわたって言っているのです。そして進めようとならないのが会社側でしょう。厳正な中立な立場に立つならば、そういうふうには排除しないで、そのままだ方に引き揚げさせて話し合いをさせるように導くのがほんとうの警察の態度じゃないですか。一方けがまで与えて流血の惨事まで出して、そうして会社側ばかりを導いてやっている。これが厳正中立ですか。とんでもないことです。これは、私はそう思うのですが、長官、どうなんですか。

○三木国務大臣 そういう原因を起こしたものは、地元と会社との間に円満な話し合いというものがつかないという事が原因でありますから、やはり根本は会社と地元との間でみんな問題にしておるのには公害防止の問題ですから、それで納得のいく説明をやはり会社がしなければならぬし、また地元の方もやはりその問題に対して冷静に、公害防止というのに対して掘り下げて検討をする必要があるわけですから、そういうことで話し合いが継続すれば警察が出動するようないことはないわけでありませぬ。そういう原因はやはり話し合いというもので問題を処理する、これはこれからのいろいろな産業開発の場合においても、問題は警察の手をわずらわさないで当事者間で解決するという能力を持つことにしなければいけない。それはやはり企業側も地元の人たちもともにそういうことで解決をするということにならないと、産業開発というものが非常な不

必要な混乱を地方に起こす結果になると思ひます。

○佐野委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 関連質問ですから簡単に私伺いますが、先ほどから島本君のお話しのとおり、このように流血の惨事を招きましたことはきわめて遺憾であります。しかも私ここでどうしても申し上げたいことは、この事件が流血の惨事になるのではないかと、この事件がわれわれ心配したのです。ですから、われわれとしては関係の議員とともに三木環境庁長官並びに関係の大臣を歴訪いたしまして、具体的にいうと櫻内農林大臣、二階堂官房長官に、明日もしこのような事態が起るならば、流血の惨事を招くことはもう明らかである。だからやめてもらいたいということを申し入れたのに対して、三木環境庁長官は、そういうことは今後の立地問題としてはきわめて不適当だから話し合いをさせるように申しました、こういう明快な答弁があった。それにもかかわらず実はこのような事件が起ったのだが、先ほど島本委員の言われた中でも私はきわめてふに落ちない点は通産省の態度です。通産省は、通産大臣にはわれわれ会いませんでしたけれども、ここに来ておられる公益事業局長が、このような事件になることについて厳重に、これは流血の惨事の起こらないようにしてもらわなければ困るということをわれわれ強く申し入れたにもかかわらず、態度はきわめてあまいであつた。前に文書をもって重大な事件の起こらないようにするよう北電に申し入れてありますから心配はないと思うけれども、再度通産局に話をしなさいという程度のあいまいな答弁である。一番の当事者がこのようないまいな態度というのは、島本委員の言ったとおり、むしろ北電のあと押しをすることによって、こういうような事件の起こったことを、そういうことにむしろあと押しをしたと見られても仕方がないと思う。大体私はこの機会に長官に伺っておきたいのは、あなたは副総理の立場において、閣内にお

いてこういう不統一であつては私はもうこれはきわめて遺憾であると思う。特に先ほどの事件の詳細をお聞きになつておわかりのように、そういう妨害をしている者を排除するという中で、実際に暴行事件が起つた。この暴行事件については、排除をして、そのあと約三百メートル向こうまで連れていくときにこれは全部起つてゐるのである。現場から排除をして、約三百メートルのところまでいよいよ手錠をはめてゐる。その手錠をはめてゐる間に全部これはけがをさせてゐるわけである。南部忠夫君の場合においても、連れていく途中で痛い痛いと言つて騒いでゐるのを盛んにねじ曲げたのです。ですからこれはまさに警備上の行為を越えてゐる、暴行ですよ。徹底的に長官調べをさせていただきたい。はつきりここで申し上げますが、南部忠夫君については三人の小樽警察署の者だ。はつきり申し上げておきます。お調べになつていただきたい。小樽警察の者三人が縛り上げて骨折をさせて、しかも痛い痛いと言つてゐるのをあえてやつて、手錠をはめたのです。こういう事実が政府として副総理の立場において徹底してこれは調べてもらわなくては困る。

千石君の場合においても三人の警察官が、苦しんでゐるのにそれをあえて手錠をはめてやつてゐる。そういう暴行事件が起つた原因はだれなんだ。さっきあの答弁を聞いてゐると私はきわめて心外にたえない。こういう事件が起つたのは被害者であるところの彼らが問題ではないのです。まさに加害者が警察官ですよ。警察官がこういうことをやつてゐるという事実を見のがすわけにはいきません。これはやはり徹底的に副総理の立場においてひとつお調べをいただきたいということが一点です。

それからもう一点は、二階堂官房長官に、事件の起つたその日に島本君とわれわれはかけつたのです。こういう事件が起つてゐるのはたいへんだ、直ちに警察官に対して、こういう事件が起らないように押えてもらいたい、こういう申し入れをしましたときに、二階堂官房長官は何と

答えたか。きのうあなたの方から申し入れがあつたので、警察官にはそのような暴行行為をやらせないように厳重に警告を發してある。そこでわれわれはその問題については十分自分としては知つておつたので、けさも情報をとりました、ところが現在救急車で運ばれた者は二名だけであつて、その二名もお医者さんに調べてもらったところが、そのような事実、特別なけががないということ、これは帰つております、心配ありません。だからそういうあなたの方の言つてゐるのはから騒ぎだと言わなければならない方です。ところがどうですか。このような事実になつてきてゐるじゃありませんか。官房長官がなぜこういう答えをしたか。国警がうそをついて官房長官にそういうことを言つてゐるからですよ。官房長官が見に行つたわけじゃないから、国警からの報告を聞いてゐるに違ひないからです。われわれから見れば官房長官の言ひ方もたまたまだと思ふ。こういう無責任なことを言つて、われわれ現場と直接連絡をとつてゐるのだ。そういう事実に対してい、かげんなことを言つて、こういうようなことをやらしてゐるということ、これは、われわれの見がすわけにはいかない。副総理の立場においてこの警察の暴挙というものをあえて言ひます、暴挙、警察の暴挙というものを徹底的に調べてください。小樽署の者だということもはつきり私は言ひました。そういう点をお調べになるかどうか、その点はつきりお答えをいただきたい。

○三木國務大臣 いま警備局長からいろいろ詳細な現場の報告がありましたけれども、なおわれわれとしてもっと詳細なことは警察庁長官からも聞くことにいたします。

○岡田(春)委員 このような事実は、きわめて遺憾な事実だと思ひますが、再びこういうことをやらせないように三木長官として、副総理として、再びこういうことをやらせないということを明確に御答弁いただかないと、われわれは納得できない。そしていままで起つた問題については徹底的に究明することを明らかに御答弁願ひない、

われわれは納得ができません。この二つの点をも一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○三木國務大臣 国政全般からいいますと、やはり電力というものは開発を必要とするわけですね。そうするとやはり発電所の建設というものは必要になつてくるわけですね。そういう場合に、私は遺憾に思われるのは、こういう形で国として絶対に必要とする電力の開発が、もう少し地元の人たちとの間に話し合ひが進められるような、そういうふうなことにしなければ、こういうことが各地に起るといふ事態になれば、電源開発というのは計画どおりにいかぬと私は思ふのです。だから望みたいことは、企業側に対しても、心配しておるのは公害問題ですよ。もっともなことですから、これに対してデータを示してこうだということ、で、なおその公害防止の協定を公にして不安を解消するように努力をすることは企業の責任だと思ふ。

また地元の人たちも、問題をそういう公害防止という点で掘り下げて、一緒に調べて検討するといふ態度が私は望ましいと思ふのです。そうしてこの問題を片づけなければ、これは各地にこういう問題になつてきたら、発電所というものは計画どおりにできなくなりますよ。そういう問題を、全般としてこれからの発電所計画というものは、当事者がみずから解決する能力を持たなければいかぬ。これは第一番目ですよ。

警察の場合は、やはり秩序というものが破壊される懸念があるときに、これからそういうことはいたしませんといふことを私は答弁することはできませんよ。社会の秩序というものは……(岡田(春)委員「行き過ぎは取り締まらなければいけないでしよう」と呼ぶ)行き過ぎはいけません。それから社会の秩序というものを維持するために警察が発動する場合……(岡田(春)委員「けがをさせたのは行き過ぎでしよう」と呼ぶ)だからそういう問題については私がいま話をここで聞きましたけれども、さらに島本委員からもお話がございました、岡田委員からもお話がありましたので、

警察庁長官から詳細にそういう事情を私も聴取いたすことにいたします。

○岡田(春)委員 これで終わります。大臣はやはりそういう警察の行き過ぎ、暴力行為、こういうものを取り締まらなければ困ると思ひます。やはりこの委員会においても、こういう点は徹底的に審査してもらひたいと思ふ。私はいま三木長官の言われたとおりだと思ふ、前半の点は、これは北電に非常に責任がある。

私はこの機会に委員長にお願いをしたいのですが、この事件に関連をして、北電の岩本常次社長をここに呼んでもらいたい。並びに北海道道警の本部長を呼んでもらいたい。それから二階堂官房長官はわれわれに約束したことと違ふ結果が起つてゐるのであるから、二階堂官房長官と三人を喚問されることを要求いたします。

○佐野委員長 ただいま岡田春夫君の北電社長並びに北海道警察本部長、二階堂官房長官の参考人としての召喚の件につきましても、後刻理事会において協議させていただきます。

○島本委員 いろいろこの問題に対しては問題が多過ぎるのであります。公害の問題に対しては国の意向を無視して強行着工に踏み切つた。国の意向を無視してまでこれを踏み切つたという企業、その企業をそのまま許していいのかどうか、大きい問題じゃありませんか。そして警察は国民のどの部分を保護するんだ。環境問題がこういうに大きくなつて、説明がいよいよ重大になつてゐるのです。その説明を求めてもあえて答えても出さないで、機動隊が住民排除、流血の惨事を引き起こしてゐる。そうしてそれに対しても三百代言的なそういう報告しか来てゐない。まことに遺憾じゃありませんか。今後この問題に対して長官——警察権力による強行着工、こういうようなことがいま北海道の伊達に行なわれた。しかしやはり住民が各地でそれそれ反対運動を展開してゐる。みんな健康のために、生命のために、または漁業、農業、こういうような生業のための反対運動、こういうものは育成しなければならぬとい

うのが代々の環境庁長官の意向である。しかし反対運動がいまあるがために建設できない五、六カ所の建設に対して、今後やはり電源立地難の解消、このためにケースとして、今度は警察力による強行着工、これをどんどんやっていくということになれば、これは重大な一つの示唆になるのです。そういうようなことは断じてしてはいけないのです。したがって社会的責任は大きいのです、いまの場合は、こういうような意味があるということをお長官、考えないといけません。あなたの考えと反対のことです。あるいは官房長官、あるいは三木環境庁長官、あるいは北海道開発庁長官の意向を無視して強行着工に踏み切ったような企業、それをそのままにして許していいのですか。私はこの点はまことに不満です。また今後に対しての示唆が大きいのである。ここで長官の決意をはっきりさせておいてもらわないと、今後の公害環境行政のために重大な悪影響をもたらすおそれがあります。長官の決意をこの際伺っておきます。

○三木国務大臣 いまも申し上げたように、発電所の計画というものは、やはり電力需要からして建設は必要である。その場合に環境庁が守るべき一つの大きな基準は、その発電所の計画というものが地元民の健康、生命に害を与えないような、それだけの公害防止の施設をした建設でなければならぬということになります。そういう点で今後環境庁としてはきびしく環境の保全の行政を進めていくことには変わりがないわけです。ただこういう事態がどんどん起るとは私は思わない。これが普通の状態ではないわけでありまして、そういうために企業と地元との間にやはり話し合いを進めて、円満に発電所の立地ができるような、そういう能力を、企業もまた地元民も冷静にその問題を取り扱うような態度が望ましいし、そういう方面の指導が必要であると思えます。

○島本委員 ついに警察庁長官は来ないようです。私まことに遺憾です。そしてこの点の重大なことをここで皆さんに申し上げて私はもう終わることになりますけれども、住民との話し合い、答

えは核心を全部はぐらかしておるのです。そして資料を全部拒んでいるのです。この重大な亜硫酸ガスの最大濃度であるとか、逆転層の問題であるとか、大分で問題になっている問題です。排煙脱硫であるとか亜硫酸ガスの農作物への影響であるとか人体への影響であるとか建設に対する手続であるとか、こういうような問題に対しては、あえて言う、うそと十分さが明瞭になっているのです。そこを突かれておるのです。そして核心はぐらかしているのが答弁です。ましてこの温排水の問題、そして漁業に与える影響と公害防止協定の問題、これから話し合いますというのとさえも全然やっていないままに強行着工しているのです。堀内寿郎という、前の北海道大学学長、これも、公害がないというならば一対一で公開論争してもよろしい、このことをいま伊達の建設に対して知事と北電に対して申し出ているのです。そういうようなものに一切目をつぶりながら強行したのがいまの状態です。何らやるべき手を打っていないじゃありませんか。被害者と加害者しかない公害、いつも加害者の場に立っているのが警察、まことに遺憾です。いままさに、これは公害行政の重大なピンチだと思つておられます。私はこういうような事態が起こったことはまことに残念なんです。が、このことだけははっきり言っておきたい。今後のためにこういうようなことはもう二度、三度とやらしてはならないということです。長官がはっきり言っていた、住民とのコンセンサス、これが正しく理解されない計画遂行はしよせん無理だ、あたりまえじゃありませんか、こんなこと。閣内の不統一になるようなことがないように、今後の大事な日本国民の健康と生命を守るために、大事な環境行政ですから、長官、この際毅然として今後の公害行政に臨んでもらいたいと思うのです。最後に決意を伺っておきます。

○三木国務大臣 これは何と申ししても生命、健康というものはもうすべての出発点ですから、生命、健康を犠牲にしてこういうメリットがあるというものは一つもない。そういう点で環境行政をきびしくやるということに対しては私も強い決意を臨みたいと思っております。

○佐野委員長 林義郎君。

○林義委員長 ただいま島本委員、岡田委員から現地の状況につきましていろいろとお話がありました。私も聞いておりましたが、結果から申し上げますならば、何人かの負傷者が出たということにきわめて遺憾な事象であることは私も同感であります。しかしながら、私は、この事態がそれぞれ一つ一つの行為として考えてみると、これは長い問題でありますから、一つの行為が悪かったからといって、全体の行為をノーだというわけにはいかないと私は思うのであります。先ほど来警察庁のほうから御答弁がありました。先ほども議論の焦点は過剰防衛なりやいなやという話であります。これはその後の具体的な事実をやはり議論してみないとわからない。一方的な話ではいけないだろうと思つておられます。私は、これは単に伊達火力だけの問題ではないと思つておられます。各地でいろいろな発電所につきましてこういう公害反対運動が出てきております。そこで私は少し冷静にものごとを考えていく必要がある。やはり今回のことを一つの鏡にいたしましてこれらの公害行政、環境行政を進めていくのにおいて、いい前例か悪い前例かは別にいたしまして、今回の例は一つの大きな例としてやはりどうしても考えていかなければならぬだろう、私はこう思うのであります。そういう点で島本先生なんかとちょっと意見は違つておられますからお尋ねいたしますが、電力の問題というのは、先ほど来長官が御答弁のようにやはり国民生活としてはどうしても必要なものであります。電気がもしもなくなつたならば、第一こういった国会で議論することだつてでなくなるだろうと私は思っています。米も大切であります。米は一本食べなくても、米は一本食べなくてもいい。電気が切れたら人間の活動ができなくなるだろう。電気問題は私はいへんな問題だろうと思つておられます。それをどう

いう形でうまくいかにやっていくかという方式を考えていくことがどうしても必要だろうと思つておられます。実は長年の経過があります。昨年の十月に電源開発調整審議会の決定を見たわけでありまして、本来ならば、昨年の十月に電源開発調整審議会の決定を見たわけでありまして、そのときにはいろいろな審査がされたわけでありまして、しかも現在まで着工がおくれている。きょうは六月の何日でありまして、六月ですから、もうすでに八カ月もおくれているわけですから、八カ月もおくれているとやはり電力事情というものは相当に変わつてくるだろうと思つておられます。それがさらにまたもつとよくれる。たとえていうならば、ことしの十二月までに着工がおくれると一体電力事情というものはどうなるのか。当初の四十七年の十月の審議会のときの問題と現在——そのときにはおそろしく二カ月ぐらいで着工するということだっただろうと思つておられます。現在それがさらに四十八年の十二月——これは十二月になるかどうか知りませんが、けれども、そういうようなときにどういふふうな電力事情になるのか。あまり数字のこまかいことは要りませんから、供給予備率というのですか、というふうな形で御説明をいただきたいと思つておられます。

○井上政府委員 現在の北海道の電気の需給の見通しでございますが、現在北海道におきましては適正予備率を一五％程度に考えております。このうち、これで伊達火力が入らなかつた場合の五十年八月に、これは予備率で申しますと三・七％でございまして、非常に電力需給が逼迫するということでございます。なおかつ、現在三十五万キロワット程度の発電所の建設期間は、大体最も早くできましたのが二年二月、それから平均しますと二年三、四カ月おそいのは二年八カ月でございます。現在五十年八月のピークに間に合うためにはぎりぎりの線である、こういうことでございまして、着工が若干でもおくれれば五十年八月のピークは非常に困難である状況でございます。

○林義委員長 もう少し伺いたいのですが、たと

えば伊達火力を着工しない、そうすると予備電力というものがあっても、予備電力でなくともとにかく何とかしなければならぬ。こういったような事態になるのはいつのことになるのですか。

○井上政府委員 先ほど申し上げたように伊達火力が入らなかつた場合の予備率というのは、五十年八月ですと三・七％、五十年になりまして〇・七、五十年十二月になれば非常に大きなプラスになるわけでございまして、これがもし入らなければ五十年以降の需給には大きなそを来たすということでございます。

○林(義)委員 たいへんな将来の問題、いまだどうだこうだという問題ではない。やはり五十年、五十年というところになれば相当にむずかしい問題が出てくる、私はそういったことを心配するわけなんですけれども、伊達火力だけの問題じゃない、全国的にそういった問題が私は出てきていると思

いますからやっていたらなければなりません、今回の事例を見てみますと、昨年の十月に調整審議会の決定がありましてからこんなに延びてお

いた。いままで延びておつたというのは、大体どういふことが主とした原因——いろいろな環境保全の訴訟もあつたし、住民との話し合いがつかないといふこともあつたでしょう。知事の問題もあつたでしょう。そういったいろいろな問題があつた

と思うけれども、まずお尋ねしておきたいのは、電調審というものは一体どういった公害問題について十分な審議をする機関なのかどうかというこ

とであります。電源開発促進法というものが昭和二十七年から八年にできた。そのころにはあまりなかつたわけでありまして、そういうところ

画につきまして審議をいたしまして、公害問題あるいはその他の問題につきましても審議をして、計画が国の基準にそれぞれ当てはまつておるといふことを確認いたしまして電調審をパスするといふことになるわけでございます。それに

つぎまして、その際地元意見の代表をいたしまして知事のオーケーをとるといふことが前提になつてお

ります。なお、地元の知事のオーケーをとつた前後におきましては——市町村長のオーケーはその前になると思ひますが、関係の会社とは各市町村が公害防止協定をつくりまして、あるいは漁業補償の協定であるとかそういう具体的な協定、

これは国の基準の上の協定になる場合が多いのでございまして、そういう協定ができて

以降の許可可のほうは進んでいくわけでございまして、現在の伊達の場合には、関係市町村との間に公害防止協定が全部できておるわけ

でございます。

○林(義)委員 ここに「北電は「公開質問状」に答えよ」といふのがあつた。いろいろと書いてありますが、「亜硫酸ガス濃度の推定値につ

ても基準の五分の一、先ほどお話がございましたサルファをさらに下げますと八分の一になるという

ような上乗せ基準になつております。それ以外の点につきましても、それぞれ詳細な検討をいたしまして関係各省で問題がないことになつて

おります。なおかつ関係の市町村とはそういう公害防止協定を全部締結いたしております。問題

はそういう公害防止協定にかかわらず地元の方々の話し合いがつかない部分がある、こういうこと

でございます。

○林(義)委員 私は公害防止協定のお話は申し上げていないのです。私は、認可をするときには、公害防止協定がどうであれ、公害防止協定があつたところで認可をしてはならないものは認可をし

てはならない。公害防止協定がどうであらうと、認可をしてもいいものは認可をしていいというの

の問題について、水産資源協会の調査がいろいろ問題があるというふうな話もありましたし、それから亜硫酸ガスの植物に対する影響についてはどうだという問題もありました。私は、そういう審議をされるにあつたところ、やはり公正な第三者的な機関であるといふところに委託してやらなければならぬと思ひます。それでないとい

一方に偏した機関ができてくる。そういった調査が、こまかいことになりまして、私には時間がある

ればやりたいと思ひますが、一応考え方としては認可の際に十分にその辺については、少なくとも現在の公害防止基準には合致しているといふこ

とで計画をお認めになつたといふことは、この際はつきりしていただきたいと思ひます。

○井上政府委員 温排水等の問題につきましては、電気事業法でその必要性を確保するといふ前に、電調審におきまして詳細な検討がされてお

ります。中立機関の報告書等をもとにいたしまして関係の官庁で詳細な検討をいたしております。それを受けまして、そういうものを完全に守れるといふことで電気事業法の許可、認可を進めている

といふことでござい

れから下げていくということですから、会社は相当高いものを買ってやる、こういうことだと思えます。ただ、その問題でいろいろあると思うのです。単に通常の状態かどうか、逆転層に入ったときかどうかという点、この問題につきましても電調審のときにもお調べになりましたか。

○井上政府委員 私、いまの御質問について、逆転層については最初どういふ影響をしたら、ちよつと明らかにしませんが、大体全体の感じから申し上げますと、環境基準が〇・一PPMぐらいのところ、先ほどお話のありました一・七で〇・一九、大体五分の一でございす。それから今回のさらに一・七から下げたという数字によりまして、環境基準〇・一PPMに對しまして〇・〇一四、前が約五分の一、今回が約八分の一、その基準よりはるかに低いところでございますので問題は全くない、こういうふう

に考えているわけでございます。

○林(義)委員 温排水の問題でありますけれども、温排水についてはまだ環境基準というのができていないと思ひます。したがって、温排水についてはどの程度の影響があるかというところは、水産資源保護協会ですか、その調査というものを信頼してまいるよりはかに方法がない。これについてみん五十センチとか一メートルのところではだいたい、五十センチのところではかたから一メートルのところではかたからなくちやいかぬとか何とかいう議論がありますけれども、私は、基本になるその水産資源保護協会の、何と言いましたか、平野式ですか、平野式という方式がありますが、この方式で測定するのはいかどるかというのが一番大きなポイントだと思ひます。この方式というのはいくつかの国際的にも認められた方式なのか、いや、それは日本人の学者が、もうしやうがないからちよつと何かつくつたというものなのか、一体どちらなんですか。この点、環境庁のほうでお答えをいただきたいと思ひます。

○岡安政府委員 御指名でございますから私から

一応御説明いたしますが、水産庁も来ておりますので、さらに補足して説明していただきたいと思ひます。

拡散の問題でございますが、まず法律の関係では、現在環境基準はもちろんでございせんし、排水基準もございせん。私どもは、環境基準ではなかなかむずかしいと思ひますので、実は排水基準をできるだけ早くつくりたいというふうな考えでございす。それまでの間はやはりできるだけ排水の水温を下げまして漁業に影響を与えないような措置を講じていただくということ、それからやむなく漁業に影響を与える場合には完全な補償をしていただくということを指導をしていくわけでございます。

方式につきましては、詳しくはまたいずれ申し上げますが、いろいろ現在でもございす。たとえば和田式とか新田式、平野式、坂本式、いろいろございす。それぞれ一長一短があるようございす。

この伊達火力の温排水につきましては、日本水産資源協会がいろいろ試算した結果、まあ平野式でやるのが適当であろうという結論で採用になったというふうな聞いておりますが、私ども、この方式によりまして大体将来予測というものはある程度正確にできるのではあるまいかというふう

に実を考へております。

○林(義)委員 そうしますと、ここに、伊達から公害をなくす会からの「伊達火力発電所に関する公開質問状」、あて先は北海道電力株式会社社長岩本常次さんあて、という文章があります。これについては、これはあて先が北海道電力になつていますから北海道電力が答弁するのかもしれないが、私は思ひますに、これは認可をしたところの官庁では相当な審査をしていくわけでありす。しかも電源開発調整審議会でも認可をしたものは、認可をしたからあとは各人の自由であるという上は建ててもらわなければならない。電力というものが不足するから建てなければならないからこ

そ、私はこの認可をしているのだから、こう思うのです。法律は、電源開発促進法であります。電源開発を促進していかなければならないという一つの大きな目的がある。そしてその認可をするわけでありすから、普通のいわゆる認可とは違つたわけだと思ひます。そういう意味で、やはりこの質問に對していろいろと各省の具体的な問題がありすけれども、各省のほうはこれに對しては十分な答えができる、あるいは十分な、公開討論に應じてやつてもやれるというふうなことですか、どうですか。その辺、水産庁、環境庁から一人ずつ御答弁いただきたい。

○井上政府委員 電源開発の場合の各電力会社と地元との話でございすけれども、それは、先ほども御答弁申し上げましたように、必ずしもその環境基準を満足しておればよいということではございせん。非常に、非常に地元の説得上……(林(義)委員「やれるかどうか」といふこと)……非常に困難ではないかと思ひます。先ほどちよつと御説明しかりましたように、環境基準その他が国の基準と違つた上での基準であるとか、あるいは非常に違つた観点からできている場合もありす。個々の会社と地元との話し合いが数カ月、あるいは数年続いております。国の基準よりも非常にシビアなものになつておる場合が多ございす。ですから、その間の事情はこちら側から一律にどうするといふよりは、会社側からよく話をしたほうがいんじやないか、こういうふうな考へております。

○林(義)委員 あとの御答弁をいただく前に、私の質問をお取り間違へになつていんじやないかと思ひます。私が申し上げたいのは、認可をしたときにこういふ基準があつて、その基準は必ず人間の健康、財産に對して悪影響がない基準である、はつきりしているものでしょう。その基準には必ず合つていすといふことであるから、それ以下の基準であることは必要でないといふようなことについて、政府は堂々と話ができるかどうかといふことです。

○井上政府委員 認可基準との関係においては、お説のように、できると思ひます。

○山形(操)政府委員 大氣に關しまして、伊達火力発電所に関する電調審の審議の際に調査いたしましたときには、人体にも作付にも十分だいいじやうぶといふことでありす。ただ、いまの質問のことは私まだ見ておりませんので……

○松下説明員 水温のいゝゆる拡散範囲その他につきましては、資源保護協会が調査した結果につきまして、現在水産庁で検討しております。

○林(義)委員 検討しているんじやないか。検討して、その結果について、水産庁は責任をもつて、被害がないといふことを堂々とどこに對しても言えるかといふことです。

○松下説明員 その内容についてはお答えできま

○林(義)委員 亜硫酸ガス濃度の問題が氣象の條件によつて相当変わつてくる、また人体に對する影響が出てくる、それから農薬に對する影響が出てくる、これはどうかという問題につきましては、やはり議論をしなければならぬ。現在の環境の基準がいかにか悪いとかいふ問題も出てくるでしょう。それから、環境基準がどうだ、排出基準がどうだといふことだけではありせん。そういったいろいろな状況について調べた上でやるのが環境アセスメントの考え方であらうと思ひます。その環境アセスメントの考え方をやはりやつていかなければならぬ。温排水による海水汚染等についても全く同様なことはいわれれば私思ひます。やはり認可する以上は、当然責任をもつて、おれのところはかくかくの理由で認可をしたといふことはやつてもらわなければならぬ。認可したけれども、あとはかかつてやつてくるといふような態度では、これは困るのでありす。

そういうことで、伊達から公害をなくす会から北海道電力にあててあるこの公開質問状は、むしろまさに政府当局に對してあてられるべきようなものではないかと私は思ひます。出せ

というわけにもいきませんから、あれですが……。私は、そういう問題を取り上げていくときに、環境に対してどんな影響があるかというところに、いはう少し政府が積極的に出ていくべきではないかと思うのです。長官、いまおられませんか、その辺の考え方はあとで長官から聞きたいと思ひます。

もう一つ、問題を煮詰めておきますが、実はこれに関連いたしまして環境権訴訟というのが出ております。環境権という考え方は、四十五年十二月のいわゆる公害国会において公害対策基本法をやったときに、当委員会では申し上げたことがある。環境権の問題を政府当局は真剣に検討してもらわなくてはならない、こういうことを申し上げた。言うまでもありません、憲法二十五条には、健康で文化的な生活を営む権利を有するということが書いてある。これに基づくところの権利であります。ただこの権利は、現在の最高裁の判例では、今日、具体的な法律に基づいてこれを実現していくのである、一般的、抽象的な、たとえていうならば土地所有権と同じような権利があるものではないということになっております。これは大衆学説の通例だと私は思いますが、この環境権という考え方につきましては、現在日弁連あたりでもいろいろといわれております。この辺の問題について政府当局のほうでは、環境庁あるいはほかの役所でもけっこうですが、何か少し勉強しておられるところがあるかどうかということがまず第一点です。

それから第二番目の問題であります、今度の訴訟の条項を見ますと、環境権に基づくところの差止請求という形になっておる。ところが、現在の法律の体制ではどうもそういう形じゃないので、むしろほんとうに火力発電所をとめたいというところであるならば、現在の訴訟の形としては、やらなければならないのは、行政処分認可の取り消しを求めるといふような訴えをしたほうがいいんじゃないか、こう思うのです。行政不服審査法とかいろいろ訴えの方法がありますから、そ

れでやらなくちゃいかぬ。どうも現在の法律体制からすると、先ほど申しましたようなことというのはなかなかできないと思うのです。そういう法律に詳しい方がおられるかどうか知りませんが、この点につきましてどういうふうな考えをおられるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○船後政府委員 林先生の御質問、非常にむずかしい問題でございます。

まず第一点のほうでございますが、通常、環境権といわれております場合には、憲法二十五条あるいは十三条に由来する権利といたしまして、国民が良好な環境を享受する権利というふうに説明されておるわけでございます。この場合の良好な環境の内容でございますが、通常の公害行政で規制の対象としたしておりますような環境上の条件のほかに、日照、通風といったようなものも含まれて考えられておるようであります。さらに、このような生活環境のみならず、文化的、歴史的環境まで含むのであるという御意見もあるわけでございます。環境権なるものの内容は、種々の学説、意見がございます。具体的にはなかなか把握しがたい現状でございます。実定法上の扱いといたしまして、この環境権は行政法のサイドと民事法のサイドと両面から考えていかなければならぬわけでありまして、民事的な問題といたしましては、やはり国民の権利が不法に侵害されたという場合には、民法の一般規定に基づきまして損害の賠償あるいは差止めの請求ができるわけでございます。そういう面でも保護されておると思ひます。行政上どのように扱うかということにつきましては、やはり行政法規にはそれぞれ目的があるわけでございますから、大気なら大気、水質なら水質——日照は現在ございせんので、これは建設省で検討中でございますが、そういうふうな個々の行政法規の中でそういう環境を維持するためにそれぞれ具体的に規定し、取り締まっていくなすべきである、このように思ふわけでございます。そういう現状でございますので、やはり現段階といたしましては、一般的な環境権というのは環境

行政のすぐれた指導理念であるというふうなわれわれは考えておりますけれども、実定法上の権利としてこれを位置づけるといふことはなお検討を進めてまいりたいと思ひます。

○林(義)委員 民事法的な考え方と行政法的な考え方というのは、現在の法律体系のもとにおいて明らかに分けてある。環境権という問題になれば当然民事法的なものであるから、行政法的ないろいろな監督をするということになりまして、それが直ちに権利になるとはならないというのが私はいまの御答弁であらうと思ふのであります。

大衆学説、通例もそういうことになっていくというふうに私は聞いていますのであります。ただこれは、といてこれからそのままでストップさしてはいけない、こう思うのです。やはり何らかの形でやっつけなければならぬ。行政的な救済の問題をどうする、という問題と同時に、ほんとうに民事法に基づくところの権利の問題というのは、試行錯誤を重ねてもいいから私は追求をしていくべきような問題だろうと思ひます。先般、この前の国会であります、そのときに無過失賠償責任の議論をいたしました。やはりそういう問題の一連のことで私は考えていかなければならぬ問題だろうと思ふのであります。

私はそういう気持ちでおりますから、先ほど来くどくどと御質問申し上げました行政庁がいろいろ認可をする問題は、これはやはり行政権の問題である、行政法の問題であります。ところが一方、住民でいろいろ公害をなくす会ができた、また先般来ビケを張っているところとなつておるといふのは、やはり個人の権利であるから、これは言うならば民法的な権利であります。この間の調整というものををはかっていくためのシステムというものをどうしても考えていかなければならぬ。警察法にいたしましても、先ほど行政代執行法の問題が出ておりましたけれども、これもやはり行政権の問題でありますから、民法的なアプローチというものを少しやっつけていく必要がある。これは与党、野党を問わず、少し議論をしてもら

いたい、先生方がおられますから、心からお願いをしたいのであります。そういう意味で私たちもこれは十分に議論をする。もちろん政治家として、これは考えていかなければならぬ問題だと思ふのです。何といったところでいろいろ問題の紛争が出てくる。そのときに解決するのはいろいろな手段を通じてやらなければならぬと思ひます。

ところで、住民サイドの問題になりますと、一つの例として、虹田町において町長のリコール選挙がありました。これを聞いてみますと、そのリコールの理由というのは何か三つほどあったというところでありまして、どこかお調べになつておられますか。伊達火力の発電所の反対の理由が一つ、それから何か二つほどあったと思ひますが、私ちょっと知りませんから、どなたかお知りの方があつたら御答弁いただきたいと思ひます。

○井上政府委員 私のほうで調べた内容であります、洞爺温泉郷の下水道の処理水の問題が一つあったと思ひます。それから一つは、町営住宅の家賃の高さの問題、そういう問題があつたというふうに聞いております。

○林(義)委員 リコールでありますから、理由を明らかにしてリコールの署名をとる、こういうこととして、その結果選挙が行なわれた。その三つあった理由で選挙をやったが、実は火力発電反対のほうは選挙は負けたのです。相当、四千二百と二千八百ですか、九百か何かで負けた。(島本委員、「金、金」と呼ぶ) そうしますと、やはりそこで住民の意思というのをはっきりしていると思ひます。いろいろなことがあつても、やはり選挙というものは住民の意思をはっきりさせる一番大きな方法だと思ふ。あるいは、金だ、金だという話もありますが、これは公職選挙法でありますから、やはり公職選挙法によつてやりました。したがつて、選挙の結果というの尊重しなければならぬ。いま、リコールは三つ理由があつた。しかもその三つの理由で選挙をやつて敗れた。そ

うすると、一つの理由だったらますます敗れるのではない。三つの理由があつて敗れたのですから、私は一つの理由だったら全く敗れたと思う。そういう意味で、住民の意思を尊重してやらなければならぬということになれば、一番いいのは結局選挙によるほかに方法がない。これははっきりしておるのです。いろいろな意見があります。単に一部の人の意見を聞いただけではいけない。私ははっきり申し上げまして、住民の意思を聞くために選挙というものをやるべきだと思つてゐます。それから今回の選挙はリコールという形でやつたのです。こういった形で住民の意思がどこにあるかということをはっきりさせるのは一つの方法だろ、こう私は思ふのです。私ははっきり申し上げまして、これは一つの民主主義のルールだろと思ふのです。こういった——大臣、どこへ行かれましたか。これは事務局では答弁できないと思ふのです、申しわけないけれども、そういう形でのルールというものは確かに一つありますから、それをどういうふうな形で実現していくかというものを考えていかなければならぬ問題だろと思ふのです。

ところで、私もう一つ聞いておきたいのは、この問題に関連いたしまして各地でいろいろな紛争が出てきておる。同じような形にやつていったならば、同じような結果しか出てこない。やはり新しい手法を発見して住民の意思をくみ上げていくということをやらなければいけないだろと私は思ふのです。そういう方式をやはり考えていくことがどうしても必要じゃないか、こう思つておられます。

そこで、さつたまにリコールというような形が出てきましたから、それも住民の意思をくみ上げる方法である。そのほかに、やはり公聴会を開くとか、あるいは住民の意見を聞くとか、あるいは関係市町村の意見を聞くとか、私はいろいろな手段があるだろと思ふのです。こういった形のことというのは政府のほうは考えておられるのかどうか、この辺をお尋ねいたします。

○船後政府委員 環境問題にいま関連いたしました、私どもは、やはり地域住民に密着した問題でございまして、地域住民の総意を得る必要がある、こう申すのでございしますが、しかし住民のコンセンサスあるいは総意と申しまして、これはいかなる方法でもって確認するか、これになってまいりますと、実は私の答弁し得る範囲を越える問題でございしますが、ただ私も行政当局といったしましては、少なくとも環境上の問題につきましては、あらゆる行政活動が環境保全の範囲内、これで行なわれるということが担保されることが第一でございまして、このような見地から、環境アセスメントを徹底的に行なうということを主張いたしております。

いま一つは、やはりこのように行政当局が環境アセスメントを徹底的に行ないまして、これが地域住民の同意を得るためには、どうしてもデータというものを住民に公開いたしまして、そして十分科学的な基礎の上に立つて意見を戦わしていただくということがやはり何よりも必要でなからうかと思つております。環境庁といたしましては、このような考え方のもとに、当庁発足以来データは公開いたしまして、そしてこれを十分、あらゆる角度から住民も参加して検討して、そして一つの意見をまとめたいたしたいということでもって行政を進めております。

○林(義)委員 大臣に重ねてお尋ねをしたいのでありますけれども、私は先ほど来、大臣のおられないときに事務局の方に申し上げたのです。問題は、行政的なアプローチの問題であります。それから民事的なアプローチの問題もありません。行政的なアプローチ——大気汚染防止法、電気事業法、水質汚濁防止法、いろいろな形の法律があります。これはあくまでも行政庁が監督をする形での問題である。それからもう一つのアプローチの方法というものは環境権という形ですね。民事上の権利、健康で文化的な生活を営む権利というものは私法的な権利であります。その権利のほうからずっとやっていくということをぜひ検討してもら

いたということをお申し上げたのですが、いま話を聞きますと、電調審——通産省が認可する、環境庁にも相談していろいろとやります。そういう行政庁が認可をしたときには、行政庁が認可したのでから当然認可については責任を持たないけれども、行政庁が積極的に乗り込んでいって認可したんだ、しかも電気はこれだけ足りないのだからこれだけどうしてもやらなければならぬ、健康に対する被害は絶対に与えない、温排水に関する影響はない、こういうような形で言うような政府の姿勢が必要だと思ふのです。政府の姿勢はやはりその辺に考えていかなければならぬと思ふのです。

同時に、関係住民の意見をくみ上げるという方法でありますけれども、一つの方法として、たまに虹田町で町長リコール選挙がありました。伊達火力反対というように形が一つの大きな理由でありましたし、そのほかに住宅の払い下げがどうかだということのような理由が三つあったのです。そういった形で住民の意思をくみ上げるのは、私は、選挙でやるというのが一番直截簡明な方法だろと思ふ。しかも、この場合には選挙で勝つたのです。現職の町長が勝つた。それで伊達火力反対というのが負けた。三つの理由があつて負けたんですから、伊達火力反対の一つの理由だけだつたら、ますます負けたんだらうと私は思ふのです。住民の意思というものは、一部の人の意思ではない、その地域住民がどんな意思を持っているかというのをやる方法を考えていかなければならぬのです。先ほど来いろいろとやじが出まして、金を使つたんだとか何とかという話がありました。が、やはり選挙ですから、選挙は公職選挙法でやらなければならぬ、こういうことですから、やはりそれは一つのやり方だと私は思ふのです。住民の意思をくみ上げる方法だ。そういったものを積極的にやっていくか、もうたくさん、電力の問題はどこでもみんなひっかかっているのです。やはり住民の意思をくみ上げる、それは電調

審をやつて、知事の意見を聞いたということでも済む問題じゃないだろと思ふのです。何か、その辺を少し考えていただきたい。

聞くところによりますと、原子力発電につきましては何か公聴会みたいなものをつくらうというようなお話もあるようであります。そういったような形のものを、住民の意思を何らかの形でくみ上げる、それから住民に対して納得を求めるといふことが必要だろと思ふのですが、大臣、どうお考えになりますか。

○三木國務大臣 地域開発は、全体としての地域の水準を高めようというのですから、ほんとうに説明をすれば——別の意図を持てているものは別です。——私は、やはりコンセンサスというものが得られぬものとは思わぬのです。それだけに企業自体も、大きくいえば地域社会に貢献するという意識が要るのではないでしようか。それはアメリカなんかでも、ビッグバグなんかの大学は、鉄鋼業者が寄付したのです。だから、企業がほつと地域社会で孤立するという考えでなくして、その地域に進出していけば、全体としての地域社会に寄与するという態度が企業家にもこれら望まれるのではないか。そういうふうな心がまえでいけば、住民との対話ということもよほど違ってくるのではないか。企業が、昔のように行ってやるんだという意識は、今日は持てないですよ。どうしたって、やはり地域社会と一緒に進んで、地域社会の水準を高めようという意識が、企業が進出する出発点になるのですから、もう少し企業と地元の接点というものが私は足りないと思ふ。企業が行けば地域社会に貢献しなければならぬ。その地域社会の中に企業がやはり存立していくので、研究する課題だと思ひます。発電所がこれからやはり要るんですからね。今年でも、計画の二割程度しか進まないでしよう。やがて電力需要というものはますますもたないかなくなることは明らかですから、そこでこれはみんな政治の課題と

して、もう少し企業が地域社会で受け入れられるような一つのシステムというものがあつたならばいいかというところが一つ研究されなければならぬ。ここで思いつきを申し上げるようなことは適当ではないけれども、私はいろいろあると思うんですね。そのことがやはり紛争解決の前提ですよ。企業が進出するときの心がまえ、これが前提ですよ。そしてまたもう一つは、電調審もありますが、やはり電調審が行つて説得せよと林委員が……（林委員「いや、政府です、通産省が」と言っているのです」と呼ぶ）それは公聴会というものが一つの方法だと思つてますよ。みながそういう心がまえで地域社会とともに存立していくのだという心がまえになれば、地域社会の人たちに対して説く説き方も違ひますよ。自分も一緒ですから。自分も公害を受けなければならない。そういう考え方です、そうしてみなデータを公開して、こういうことだ、窒素酸化物はこうだ、硫黄酸化物はこうだ、そういうことで説明すれば——どうしても反対だという人もおられますよ。しかし、もう少しコンセンサスを得られるふうにはあるのではないかと。だから私は、実際は企業の努力も少し足らぬと思つてゐるのですよ。そういう点で、これからやることによって、そしてまた電調審も、これは省が各省に分かれておられるけれども、みな——大きな前提は、通産省も産業保護というのでないと思ひますよ。守つたつて、一方において生命や健康を害してゐる、そのことが場合によつたら地域社会と企業との間に大きな摩擦が起これば、そのことの解決のために企業の本業のほうはお留守になるくらいのところまでいくでしょう。だから、みながやはり環境の保全ということを前提にして、たとえば発電所をつくるにしても、立地場所もこの場所が適当かどうかというところからそれは考えなければいけません。環境保全というものが前提だとなれば、発電所をどこへでもつくつていいというわけでもないでしょう。

そういうところから出発して、行政ももう少し——こうきめればいいというのでないのですから、きめる出発点からの心がまえを変えなければいけません。環境庁の場合も、これは実際、いまここを守ろうとするのは環境ですから、どうしても環境庁だけで発電所も自由につくつたりとめたりというわけにもできないのですよ、林委員。やはりどうしても全行政機構が政治の大前提として環境を保全するというところから出発をするという心がまえでなければ、これはもう環境庁だけで守れるものではない。こういう企業の心がまえ、行政の心がまえ、この大きな転換をはからなければ地域開発における紛争は絶えない。反省も込めて、お答えをいたす次第でございます。

○（林委員）大臣のお話のとおりでありまして、私も、当面の北海道問題で言うならば、北海道電力の責任が、十分にやつてゐたとは一つも申しません。ただ、北海道電力に全部住民との話し合いをまかしておいて、通産省や環境庁のははんとおつたのではいけない、私は思うのです、はつきり申し上げたら、やはり、自分が認可したことでありますから、認可については責任をもつてその辺は住民の説得をしていかなければならぬ問題だらうと私は思ふのであります。しかもその中で、大臣もちょっとおっしゃいましたけれども、明らかに何かの目的をもつて反対する人があるかもしれないけれども、それは地域社会の発展の問題でありますから、それはほんとうに一握りだろうと私は思ふのです。そこをきめるのはやはり多数決原理だろう、こう思ふのです。そういう形もずつと考へていって、いろいろに説明会もします、あるいは住民の意見を聞く会もやりましょうといったようなシステムをほんとうにつくつていかなければならぬ、電力の問題というのは解消できない。これはやはりほんとうに新しい決意をもつてやらなくちゃいけない。大臣がおっしゃつたように、まさに発想の転換をして、この問題に勇敢に取り組まなければならぬ時期に来てゐると私は思ふのであります。

岡本委員から関連して質問があるようでありますから、お許しをいただきたいと思ひます。

○佐野委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。岡本委員。

○岡本委員 林委員の持ち時間内で関連して質問いたします。

いま長官から非常に当を得たお答えがありました。と申しますのは、当委員会では先ほどの質疑の中で明らかにいたしましたことは、温排水の問題については漁業者に被害があるかないかということからまだ検討しなければならぬということが水産庁の答弁であります。また環境庁の大気汚染局長からは住民から出てゐるところの公開質問はまだ読んでないということでありまして、伊達火力を許可したときは現在の大気汚染の環境基準の中で許可をしておると思ふのであります。しかし、先般の委員会では環境庁のほうからこの環境基準を約四倍きびしくするのだというようなことが近く答申が決定しますから、それを基準として決定するということでありまして。

それからもう一つは、北海道電力が公害防止協定を結ぶときに示した中に、排煙脱硫というものが入つております。ところが排煙脱硫は大型の実用化というものがまだはつきりしてありません。以上の点から見ても、私はいま住民の皆さんが、直ちに着工してしまつたのでは困る、こうおっしゃる気持ちというものは決して理解できないことではないと思ふのです。したがって、私も矢野書記長を中心にして、再三通産大臣にも申し入れをし、あるいは官房長官にも申し入れをしましたが——このときは社会党さんも一緒にして、ところが、いま直ちに強行着工しようとしてゐる姿、これは私は許せないと思ふのです。したがって、環境保全の立場から考えますと、もう一度この許可については、先ほど長官からあつたところのコンセンサスを住民のコンセンサスをききとる必要があるという理解であるお話をしましたから、まだこれからつくるのでないか、こういうふうに考えられるのですが、ま

ず通産省のほうからその答弁をいただきたい。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

S分の問題でございますが、先ほど申し上げましたように五分の一ないし八分の一というように申し上げましたが、これは排煙前でございまして、排煙後になりますと今から一・〇％といつてゐるの〇・八％程度に下がるわけでございまして、なお一そう下がる。これは新しい環境基準に比べまして三分の一程度になるというふうなことで、いづれを見ましてもいまの基準に合致をしてゐる、こういうふうな考えを以てしてござい

なお、電気事業法の八条それから四十一條の認可は全部済んでおりまして、これを取り消すことはできない、こう考えております。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

○岡本委員 私は長官に明らかにしていただきたいことは、通産省は電気事業法に基づいて許可しているのだ、それから温排水の問題、そういういろいろなものについては環境庁やあるいは水産庁でやるのだ。許可するときにそこまでの問題をきちんとやり、先ほど林君からも話があつたように調査の上でございまして、住民の納得できるようなそういう着工でなければ——事業法に基づいてやつたんだから、こういうことでは納得できないと思ふのです。時間もあれでございまして、これはひとつ長官にひつくるめて副総理として、今後の問題ではなくして伊達火力の問題について、理想の話をしていただいても現実とは違ひます。ですから長官のほうから一ぺん通産大臣にもこの点も一ぺんよく調査して、水産庁その他の各省の意見も聞いて、そういうふうな意見をあなあのほうから勧告するのが私は正しいのではないかと、こういうふうな考えなのですが、長官からひとつお答えをいただきたい。

○三木國務大臣 この問題は電気事業法によって工事計画を通産大臣が認可をしたわけですね。この通産大臣の認可の取り消しを私が勧告する考

はありません。私がやろうとすることは、住民が公害防止についていろいろな不安があるのだから、今後とも会社側は地域の人たちとの間に話し合いを継続してその不安を解消するように努力せよ。それから環境庁としては、そういう環境基準もだんだん強化してきびしくしていこうとしているわけですから、その環境基準に従って今後の、これから建設するわけですから、そういうことでこれをチェックしていく、こういうことでございます。

○岡本委員 ちよつといまの答弁では私納得しかねるのです。許可したものをすぐ取り消せというのではなくて、着工をもう一度よく検討して、水産問題を全部検討してから、しかも各省の責任者がやはりそこに行つて全部調査をして、これはこうだから心配ありません。先ほど林君からもそういう意見があったと思います。今後やるものはそうしますけれども、これにはそうできませんというのであれば、これはいつまでたつても発想の転換はできないと思います。これはひとつ長官に要求をいたしておきます。

そこで、時間ありませんからもう一つ。この機動隊の出動による着工について、岩北北電社長から、過去の状態からしてどうしても自力で入ることができないので要請した。これは北電の要請によつて出ていった。ところが反対派との話し合いはどういうふうに行つたのか。先ほど長官が話されたように、警察というのは中立の立場である。反対派との話し合いは全然していない。その要請はどうなんですか。要請というのをおかしが、片一方だけ聞いて一方のみにやるのではなくして、やはり反対派との話し合いはどうなっているのか。これを考えていないように思うのですが、これは長官どうでございましょうか。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕
○三木国務大臣 警察は中立の立場ですから、一会社から要請があったら直ちに機動隊が出動するというものはありません。これはやはり警察当局が秩序維持という責任を持っておりますから、その判断でやつたので、会社の要請があつたからそれで機動的に出動したのではないし、またそういうものもあり得ないわけでありまして、その点は警察独自の判断である。これは各企業が機動隊の出動を要請したらいつでも警察が出動する、そんな性質のものではありません。独自の判断を加えなければ、何回要請があつても出ない場合もある。要請がなくなつて出ていく場合もあるであらうし、それはやはり警察自身の判断でございまして、北電の要請があつたので出てきたんだから、警察は北電の味方だ、そのことは警察の名譽のために断じてないということを私は申し上げておきたい。

○岡本委員 そうしますと、あの新聞報道というものは、新聞の報道にそういうふうに出ておりますからね。いずれにしても長官に最後にここで申し上げておきたいことは、この問題は今後の電力の問題、立地の問題につきましても非常に大事な問題であらうと私は思うのです。したがつて、ういった、住民の皆さんから質問状が出ましても、それに半分も答へられないようなことで、こんな不安で、そして強行着工しようという姿勢に対しては、先ほど長官から話がありましたように、もう一度きびしく住民との話し合いをきちつとやる。また官庁もその中に入つて、そして住民の皆さんを納得させて、そして着工する、こういうふうに私は確認をしてよろしうございしますか。それだけ……。

○三木国務大臣 私はしばしば言つておるのは、会社側はいま工事を進めておるわけですから、そういう中においても話し合いというものを——もう工事は話し合いを打ち切つて進めるんだという態度はよくない。工事をやりながら話し合いは継続して、また相当期間が、二年半か三年くらいかかるのでしよう。それまでの間に時間もあることですから、話し合いをして、そしてみんなの協力を得られるように努力することが企業の責任ではないか、こういうことを申し上げておるのであります。

○岡本委員 お約束の時間ですから、終わります。
○佐野委員長 多田光雄君。
○多田委員 長官、きょう私、実は緊急に質問いたした理由は二つの理由なんです。一つは、いままで同僚議員が述べてきた伊達火発の着工の問題、これが非常に大きな問題になってきている。それからもう一つは、この伊達火発を含めていわゆる北海道開発の問題、この北海道開発のいわば推進役となる苫小牧の東部工業港、この着工が迫つてきている。そして六月二十八日には港湾審議会が開かれて、どうやら新聞報道によればそれを認めるという方向にいきそうです、あすの六月十六日にはこの問題をめぐつて十一省庁の連絡会議が開かれるということも伺っているわけですが、したがつて緊急質問をするわけですが、いままで与党の議員を含めて、発想の転換ということができるでございしたのか、どういふにわづらわっているのか、私は、これは発想の転換どころじゃない。根本的には従来の住民不在、公害のたれ流し、そして過疎過密の激化、こういうつまり工業生産を優先させる結果、その被害を地域住民、国民に与えるという開発計画、これが根本的には発想の転換になっていない、私はそう理解します。これはあとで事実でまたお尋ねしたいわけですが、特に私は北海道総合開発について、列島改造の提案者の田中総理が、北海道開発を列島改造のひな形である、模範である、こういつて年来はめたたえてきた。その北海道開発の中心になる苫小牧東部工業港、これが一体どうなるのか、この問題から私はお尋ねしたいと思ひます。

そこで、これは開発庁にお尋ねしたいと思ふのですが、開発の基本にかかるといふ問題ですが、四十四年九月でしたか、苫小牧東部の基本計画案が発表されて以来四年たつわけですが、この間の開発計画の詳細、これを特に苫小牧を中心とする地域住民に対してどのようにして説明をしてきたのか、徹底してきたのか、これをひとつ伺いたいと思ひます。私は非常に持ち時間が少ないし、このあとまた別な委員会でも用事もありますので、できるだけ簡潔に答へていただきたい。

○山田（憲）政府委員 苫小牧東部の大規模工業基地の開発につきましては、第三期北海道総合開発計画を閣議決定いたしました際に、確かに先生御指摘のように、北海道第三期計画の中の一つの重点項目として、その中に説明をされているところでございますが、この大規模工業基地の開発の計画案と「案」がついているわけですが、そういうものを開発庁といたしまして策定いたしました、北海道開発審議会というものがございまして、これにお示しして御意見を聞いたというのが四十六年の八月でございます。それと前後いたしまして、それ以来もろろん地元苫小牧の市をはじめといたしまして、関係の市町村の当事者とは、たびたびこちらから現地へ出向いたこともございまして、あるいは道庁を通じなだいたしまして、たびたび説明を繰り返して意見を聴取してきたところでございます。

○多田委員 そうすると、この北海道並びに地域住民——ある意味で言つたならば残された最大のプロジェクトであるといわれる苫小牧東部のこの巨大開発について審議会がやつた。それから市町村、当事者に伝えたということであつて、実際の生きた地域住民にどのようにそれが浸透しているかという問題について、あなた方は点検し、あるいはまた直接やりましたか。

○山田（憲）政府委員 地域の住民の方々の一人一人にどの程度徹底しておるかという点検は、これはなかなか行なうべくしてむずかしい問題ですが、これは先ほど申しましたように、もともこの基本計画が閣議決定という形で第三期計画の中にございまして、一応地元の新聞等につきましましては、この計画の内容等につきましまして、もう枚挙にいとまがないくらいしばしば報道されておりますので、関係の住民の方にはこれは相当徹底しているものというように私は私どもは考えておる次第でございます。

○多田委員 新聞発表は、これは新聞社がやることであって、開発庁や道や市町村の中心的な責任じゃありません。その新聞自体が、住民の七割はまだまだ不安を持っている、開発の重大な内容を知らない、こういうことを多くの新聞が発表しているのです。

そこで次に伺いたい。開発計画の内容が幾つか重要な点で変更になっています。開発庁と道庁は四十七年一月ごろから例の鉄鋼と石油の立地、これを振りかえてきましたね。これをどうやって住民に知らせましたか。これは重大なことですよ。

○山田(憲)政府委員 先ほどもお答え申しましたように、直接住民の方ということではございませんけれども、苫小牧市等にはこのことは十分に話をしながらやってきているところでございます。

○多田委員 次に、本年四月から鉄鋼留保、つまり二千万トンの鉄鋼立地を考えていた。ところがこれはむずかしくなってきた。環境保全の関係から、内外の経済情勢の変化からも鉄鋼の立地がむずかしくなってきた。鉄鋼の立地をきめたが、それを住民にどうやって知らせましたか。

○山田(憲)政府委員 鉄鋼の立地を留保するかどうかという問題は、確かにことしになってから非常に政府内部において真剣に議論が重ねられてきておるところでございます。ただいまそういう方向で結論が出るほうに非常に傾いておりますけれども、これはもちろん、まだこういうふうにきまりましたというのを発表する段階にはないわけでございますが、先ほど先生のお話にもございましたように、今月の二十八日に予定されておりますところの運輸省の港湾審議会に、地元の港湾管理者のほうから港湾計画の変更の計画が上がってまいりまして、御審議を願うわけでございますが、その内容として、鉄鋼にかかる港湾の計画は留保するという形の上が上がってくるであろうというようにいま考えられておるわけでございますけれども、これはまだ決定したという段階でございませんで、もちろん、これからそういうふうにきまれば住民に周知徹底する必要があるかと考

えております。

○多田委員 六月十一日の日本経済新聞、これをちょっと読んでみますと、「わが国最大の重化学コンビナートとなる北海道・苫小牧東部大規模工業基地開発計画が、いよいよ具体化することになった。これは環境問題を重視し、同計画に「待った」をかけていた環境庁が鉄鋼立地計画の留保を条件に、着工に同意する方針を固めたことで、政府関係各省の足並みがそろったためである。これに伴い、運輸省は計画全体のカギを握る港湾建設計画について、二十八日、港湾審議会に諮問する運びとなった。」日経に非常に大きく扱われているわけです。各省の意見を聞いても大体そういう方向らしい。つまり、二十八日に港湾審議会があつて、いままでは鉄鋼と石油の立地外の問題についても、関係の道や市には言ったけれども、住民は知らされていない。それから鉄鋼留保というこの重大な問題について、二十八日まで二週間もないのに、依然としてこれが一般住民に徹底しない。こういう実情なんです。

そこで長官、発想の転換と与党の議員も含めて言ったけれども、発想の転換になっていない最大の原因はここにある。いままでの開発計画は、地域住民の声を無視して、あるいは十分聞かないで全部天下りでやってきた。だからいまになって公害の問題、重大な問題が起きる。地域住民の抵抗とを並べても発想の転換にならない。

私も四月、苫小牧のあの勇弘原野の人に会ってきました。先ほど言ったように、七割の人は不安を持って、どういう公害なのか、どこにどういふものが入ってくるのか、どのように進行しているか、肝心の主権在民の御主人である住民がわからない。不安がっている。知っているのは町の有力者です。伊達開発はこういう中で起きている。先ほど警察は中立であり云々という話がありました。伊達開発を誘致するために、道や通産の出先やあるいは町が、私企業である北海道電力の

下請のようになってどれほど走り回ったか皆さん知っていますか。たとえば他の火力発電所を見学するために市や町が主催しながら、そのお金は北電から出ているのです。これは地方財政を十分検討してみれば違反になるかも知れない。こういう経過が長官あるのです。住民が怒るのは公害だけではない。パンのみによって生きるのはなく、まさに権利や生活を無視して、天下りに上からおろしてくる。しかも企業と官庁が一緒になっている。こういう権利無視に対して住民がおこるのです。

そこで環境庁にもう一つ伺いたい。あの五千人から住んでいる、百年の北海道開発の拠点になった勇弘の集団移転の問題。五千人です。これについて住民にどのように説明していますか。

○山田(憲)政府委員 勇弘の部落の問題でございますが、これはさんだつての当委員会において、島本委員の御質問にもお答え申し上げたのでございますけれども、あの勇弘という場所が現在の苫小牧と今度できる東苫小牧の中間に位置するということでございますので、住工分離という観点から申しますと、あの部落がもう少し環境のよろしいところへ移ったほうが望ましいのではないかと、いうように私も私としては考えますけれども、これにつきましても、移るかどうかというこの最終的な決定はもちろん地元の苫小牧市でやることで、それそれから何よりも、先生おっしゃるように、関係の住民の方の決意いかんによつてきます問題でございますので、当方といたしまして、たとえばこういうプランで移転計画を進めるといふような話は全然まだ地元の方といたしておきませんので、北海道庁とこの問題をどう考えるかということをもまだ慎重に検討している段階でございます。まだ、こういう問題についてわがほうの案を示して御相談するという段階までいっておりません。

○多田委員 長官、これは環境庁で聞いたら、環境庁のほうは、五千人はいまの立地条件であれば引越したほうが良いといっている。五千人の住民が引越をするということは、大げさにいえば民族移動に近い。こういうことが論議されておるながら、一度の公聴会も持たれていない。住民が不安を持たないといふばおかしなことです。これをもし深刻な問題として理解しないとするならば、通産省は発電所を幾つ作る、厚生省は幼稚園を幾つ作る、文部省は学校を幾つ作る、その幾つ作るという数字を官僚的に追って、住民の生活と権利にどういふ深刻な影響を与えるのか、地方自治体にどういふ被害を与えるのか、こういう問題を考えていない。考えていないといえれば語弊があるが、そこにいま総合性がないのです。そこに発想の転換がないのです。絶えず成果を追って、そのしわ寄せが住民になってくる。これはこの程度にします。

私は、長官に認識していただきたいとして、いまこう聞いた。そこで次に環境庁に伺いたい。環境アセスメントについて伺いたいのですが、硫酸酸化物については先般来こどもも論議されておりますので、ここでは大気汚染の中の窒素酸化物について私は伺いたいと思います。道のつくった開発計画に基づいて、本年五月に二酸化窒素の環境基準が一日平均値で〇・〇二PPMと定まりましたが、これは満足しているのかどうか、これをまず伺いたい。

○山形(操)政府委員 お答えいたします。窒素酸化物につきましては、北海道のほうにおきまして、自動測定については昭和四十八年四月から計測し始めたばかりでございます。したがって道のほうでバックグラウンド調査を幾つかやりました。その結果が一応〇・〇三PPMと計測されております。これは苫小牧地区のバックグラウンド調査でございますので、窒素酸化物についてはそのバックグラウンド調査をもとにして計算をいたしました。

○多田委員 それでは、これは現告を含めて苫小牧の背後地と周辺の二酸化窒素のバックグラウンド汚染、こういうふうな理解してよろしいですか。

○山形(操)政府委員 これは現告を含んでおりま

せん、バックグラウンド調査ですから。現告を含めない地区におけるバックグラウンド調査でございす。

○多田委員 それでは若小牧の二酸化窒素の測定データ、これをどのようにして算出したのか、もう一度日付、測定値、測定点、これを言ってください。

○山形(操)政府委員 硫酸酸化物につきます測定を申し上げます。

現在までに測定がわかっておりますのは啓北中学校、若小牧保健所、双葉公園それから明野、ウトナイ、この五カ所でございす。

なお弥生というのと沼の端にも置きましたが、これは設置した四月からの計測でございすからこのデータは出ておりません。

この五カ所のデータを申し上げますと、年平均で申し上げますと啓北中学校〇・〇二PPM、若小牧保健所が〇・〇〇八PPM、双葉公園が〇・〇二PPM、明野が〇・〇二PPM、ウトナイが〇・〇〇九PPMという数値を出しております。

○多田委員 私の伺ったところによれば、四月から明野で自動測定器を設置してやった……

○山形(操)政府委員 失礼いたしました。いまSO₂の数値を申し上げます。NO_xをもう一回。

若小牧地区のバックグラウンド調査としてNO_xの測定結果を申し上げます。これは五月二十三日から二十五日までに行なったものであります。

まずA地点……(多田委員「日平均でいいですよ」と呼ぶ)A、B、Cとございまして、まずA、B、Cは勇私から向こう側の間でございす、その間第一日の平均が、これはPPBでございす、Aが五、Bが三、Cが二でございす。それからD、E、F、G、H、I、これは共栄から美里という範囲に置きましたもので、Dが三、Eが四、Fが二、Gが二、Hが二、Iが三PPBであります。平均して三という数字が出ております。第二日目の平均について申し上げますと、五月二十四日から二十五日ですが、Aが五、Bが三、C

が三、Dが四、Eが二、Fが二、Gが二、Hが二、Iが四、平均して三PPBという数値を得ております。

○多田委員 四月からやった明野地区の自動測定器、これはどれくらいの数値を示していましたか。私の手元に「エネルギーと公害」という冊子の二百六十五号なんです、これを見ると「若小牧地区のNO_x自動測定器は四月に設置した明野地区(ウトナイ沼のそば)一台のみ。測定値は、日平均値〇・〇二PPMの環境基準値をわずかにこえる疑いがあると聞く。」こういうのが手元の資料であるのですが、これは事実ですか。

○山形(操)政府委員 いまの先生のお話と私がいま答えたバックグラウンド調査のデータとは違います。したがって若小牧市の明野地区というところで測定いたしました数値を申し上げます。四月では〇・一三〇、それから五月では〇・〇四二、これの最大値を得ております。したがって現在つくりました環境基準の適合率からいいますと、九・九%満足しておるといふことになります。

○多田委員 そうするといふこと「エネルギーと公害」のこの記事とは違うということですね。

○山形(操)政府委員 表現があれでございすから、わずかにこえているという点では同じでございす。私環境基準の適合率は九・九%と言いました。

○多田委員 わかりました。つまり現状でさえも日平均で〇・〇二PPMでこの環境基準をわずかにこえておる疑いがあるというのに、今度若小牧東部の二酸化窒素の汚染粒子が入り込む余地があるでしょうか。それを伺いたい、環境庁。

○山形(操)政府委員 窒素酸化物に関しては非常に高いきびしい環境基準を示したわけでございます。なお今後の技術開発を大いに導入しなければならぬこともございす、それから先生御指摘のように、現状で適合ができてない点があるというのもよく私どもわかりますが、何せこれは測定が始まったばかりでございす。

で、いましばらくデータを積み重ねる必要もあると思ひます。五月に入りましてからの測定データではだんだんと数値が下がってまいっておる点もありません、計器のほうの見方等の管理等、技術的な問題も含まれておりますので、私はもう少しこのデータの積み重ねが必要だと思っております。

○多田委員 長官、お聞きのとおりです。これは非常にいいまいです。だんだんこれから技術改善していく。いまはそうでもない。だんだん技術改善していくことは私も承知してあります。一体その保証がどこにあるのか、しかもそれにいま目をつぶっているのです。

次に伺うのは、結局この開発の基本計画は四年前からあった。二酸化窒素の測定データはわずかとし四月にいまおっしゃった自動測定器の値と五月の二十三日、二十四日ですか、何か所かで選んだこういう貧弱な測定データで窒素酸化物の環境アセスメントをしたといふのでした。それから、道から。それで一体環境庁は満足されて、この巨大開発のはしりとなる、それはいま港灣審議会に出されるのでしょうか。それを伺いたい。

○山形(操)政府委員 御指摘の意味はわかりますが、窒素酸化物につきましては技術的に非常に多くの問題が従来ございまして、しかも自動測定に関する計器の問題は昨今だんだんと整備されてきておる最中ではございす。したがって、従来いろいろな手分析等で行なわれましたデータもございすけれども、私どもは今後、新しくつくりました環境基準をきめるにあたって計器でもって判定していこうというところでやりましたので、窒素酸化物については今後各地においてもこれからなお勉強していかなければならない点があると思っております。

○多田委員 次に粉じん、ばいじん、浮遊粒子状物質の汚染予測、これは環境基準値と比べて道のアセスメントはどうですか。それからこの現状汚染は環境基準に適合しているかどうか、これを伺いたい。

これは四十七年の十二月から四十八年四月まで、これは従来やっておりますデジタル分析計というので測定値をもととして出しております。で、最大値を申し上げますと、十二月が〇・一〇、四十八年になりまして一月が〇・一一、二月が〇・〇九、三月が〇・〇七、四月が〇・〇四でございす。この測定の日には百十八日ございす。したがって九十六日は適合しております。したがって九八・三%適合率という数字が出ております。

○山形(操)政府委員 浮遊粒子状粉じんをいま浮遊粒子状物質として申し上げますので御了承願ひます。

これは四十七年の十二月から四十八年四月まで、これは従来やっておりますデジタル分析計というので測定値をもととして出しております。で、最大値を申し上げますと、十二月が〇・一〇、四十八年になりまして一月が〇・一一、二月が〇・〇九、三月が〇・〇七、四月が〇・〇四でございす。この測定の日には百十八日ございす。したがって九十六日は適合しております。したがって九八・三%適合率という数字が出ております。

○多田委員 それでは水質汚濁について伺いたいのですが、CODの汚染予測をやったようですが、油分とSSの汚染予測をしたのか、それから負荷量の予測をしたのか、これをひとつ伺いたい。

○岡安政府委員 CODの負荷量の予測はいたしております。ただ、油分とSSのほうはいたしておりません。

○多田委員 それから昨年通産省が行なった全国八コンビナートの公害総点検の調査結果によると現況のCOD排出負荷量は四十五年が一日当たり二百五十五・一トン、四十六年が二百七十一・七トン、四十七年が二百二十一・七トンと出ておると聞いております。この値は文句なしに八コンビナート第一位の汚染負荷量である。これは皆さんも御承知だろうと思うのです、いろんな雑誌にも出ていますから。参考までに言えば、二番目の川崎・横浜では四十七年度百三十一・五トン、残り六地域ではいずれも三十六トン以下なんです。いいですか。これはど大きな汚染負荷量を持っている現況との重畳汚染をどう考えたか。東部のすぐ隣には山陽国鉄バブル勇私工場があるのです。この山陽との重畳汚染をどう考えたのか、これをひとつ伺いたい。

○岡安政府委員 負荷量計算にあたりましては、新しくできます東部若小牧に立地する予定の各工場の汚染負荷量につきまして検討いたしておりますが、海域につきましては一部やはり現若小牧の

はうからの影響というものも加味いたしましたして検討はいたしております。

○多田委員 非常に不十分ですね。それから長官、なぜ水のことをうるさく言うかというところ、あそこだけじゃないのです。北海道の日高沿海というのは世界でも有名な漁場ですよ。そして漁民が営々とてきまざる、あのホタテとか魚を養殖してきています。こういう大きな影響を与えるから漁業権の問題で漁民が騒いでいるのです。苦小牧の住民だけじゃないのです。だから私はさっき言ったのです。開発というものが地域の地場産業を衰えさせるような開発であってはどうしても過疎過密を激しくしていくし、大工業優先といわれてもこれはどうにも否定のしようがない。こうなるから言っているのです。

次に、自然保護のアセスメントについて伺いた

これは一体どういう組み立てになっていきますか、道からひとつ……。私が聞いたのでは相当あわててこれをつくったようですが、これはどういうふうなんでしょうか。

○山田(恵)政府委員 私からお答えするのは適当かどうか疑問がございしますが、私も承知しておりますところでは、北海道庁におきまして四十六年以來あの基地が予定されております地域の植生、植物帯の態様についての調査を北大の先生のほうにお願いいたしまして行なっている。もちろんこれはまだ精度をもう少し高めていく必要があるもので引き続き調査を行なう予定だというように伺っております。

○多田委員 道が四年前に開発計画を立てた。これは開発庁もそうなんです。ところが環境庁から水が入った。あわてて一次レポート、二次レポートを出してある。いよいよどん詰めにきた、二十八日港湾審議会がある。これに間に合わせるために徹夜の勉強です。しかも私が残念なことは、環境庁のいまお話にあったような非常に不十分な調査、つけ焼きたて、自然保護のアセスメントについても環境庁でもまだ答えていない。こういう問題

を了承してこの巨大開発を認めるということは一体どういうことなんです。

そこで質問したいことは、環境アセスメントから見て鉄鋼を留保しても二酸化窒素とそれから浮遊粒子状物質、この環境基準をスケールオーバーするおそれがあるし、またさっきの報告のとおりの状況からいうと鉄鋼立地の可能性があると思えない。ましてこの問題とあらはらの関係にある勇払住民の移転の見通しも立っていない、沼の端には二千五百人いる。

そこで長官に伺いたい。将来この苦小牧東部基地に鉄鋼が立地できると思いませんか。

○三木國務大臣 苦小牧の臨海工業地帯があるし、その上、苦小牧の東部工業地帯、全体としての環境容量というものを考えなければなりませんから、鉄鋼の工業立地はきわめて困難であると考えます。

○多田委員 鉄鋼の立地が困難になれば、二千万トンですね、そうすると三期計画というのはい体どういうことなんでしょうね、これは。

しかも、私はこれは運輸省に伺いたい。苦小牧東部港の計画は二十五万トン級の船舶の横づけを前提にしている巨大な掘り込み港の計画なんです。これは日本で最大なんです。ところが鉄が立地しないとなれば防波堤、掘り込み水路それから航路の水深など、すべての点で港湾計画を白紙再検討する必要があると思うのですが、これはどうですか。いま長官はなかなかむずかしいと言っている。

○殿島説明員 お答えいたします。

今回、一応鉄鋼留保の形で港湾管理者から計画が出てくるだろうと思っております。いまお話しが点でございすけれども、これは鉄鋼以外にも石油関係とか非常に巨大な船舶を予想した港湾でございす。現在考えられております港湾計画におきましては、鉄鋼に関連いたします部分の計画はやはり留保されるわけでございまして、それを除きましたものが、それなりの規模に見合いました港湾計画になっておると私は思っております。

○多田委員 この苦小牧東部大規模工業基地計画の工業規模というのは、鉄鋼が六十年二千万トンです。石油精製が百万バレル、実際は石油だけが倍以上の三百万バレルが立地を希望してきているのです。それから、石油化学百六十万トン、自動車五十万台、この自動車だってどうなるかわからぬでしょう、鉄鋼が来なくなれば、こういう骨格になるものかどうか知らないでしよう。ところが規模が大きいう。どこが大きいんですか。つまり将来それはまた鉄鋼が留保だから入れるかもわからないということでは予想を立てているのですか。それとも石油の百万バレルを三百万バレルに入れるということですか。どういうことなんでしょう。

○山田(恵)政府委員 鉄鋼の立地につきまして、現在の窒素酸化物その他の公害の防除技術の開発の現段階、それから勇払等の集落の現在の段階からいまして、現状のままではなかなか立地が困難であるという環境庁長官の御意見とおりでございす。鉄鋼等にかかるところの公害防除技術が将来大いに各段と進むということ、この集落問題等がもし解決すれば、もうもちろん仮定でございすけれども、まだ鉄鋼をいまの段階で下すのは早かつたんじゃないかというふうに私どもは考えておる次第でございす。もちろん鉄鋼は、先生御指摘のように、非常にこの計画の大きな部分を占めることは事実でございす。たとえは工業出荷額で申しますと、六〇年代、だいたい遠い将来の話でございすけれども、三兆三千億円というふうな出荷額と予定しておりますが、そのうち鉄鋼の部分が、千六百億円、それからこの東だけの港湾の取り扱い貨物数量だけから見まして、鉄鋼が約三分の一以上の量を占めることは事実でございす。鉄鋼がやれないということではつきりきまります場合には、もちろんこれは計画に相当大きな影響があり、先生御指摘のように第三期計画にも相当大きな影響があるだろうということは言わざるを得ないと思ひます。

○多田委員 大蔵省来ていますね。主計官来ていますね。鉄が立地しないかもしれない、いまのような答弁だ。この鉄の立地を前提にして苦小牧東部港の巨大な港湾計画を決定している。しかもその計画はいまいきなんだ。一億や二億じゃないんですよ。いいですか。小学校を建てるときに、アルミサッシにするかどうかですらも交付税でいちやもんをつける大蔵省が、一体こういう問題についてどうお考えになってますか伺いたい。

○藤仲説明員 お答えいたします。

苦小牧東部地区につきましては、総体の事業費は、将来計画も含めまして約千五百億をこえるということをわれわれは承っております。事業費は、先行の港湾整備五カ年計画におきまして、防波堤を中心に、航路、泊地それから岸壁、これらを一挙整備するということでございす。現行の港湾整備計画におきましては、水深を七メートル五十、こういう程度にとめておるところでございまして、も

○多田委員 大蔵に聞くけれども、二十八日の港湾審議会、ここですべり出すのですか。これに対してどうですか。

○藤仲説明員 港湾整備五カ年計画と将来においては関係してくると思ひますけれども、今回の港湾審議会で決定されますのは港湾の法線計画でございす。どちらかと申しますと、御案内のとおり、まず技術面からの御検討であらうかと思ひます。そして、もとよりそういうことで港湾の法線が

決定されました。これは現行の港湾整備五カ年計画では足りないわけでごさいます。当然次の港湾整備五カ年計画においてこの計画全体をどう考えるかということもごさいます。財政当局として、いろいろ私どもとしまして、考えておるところもごさいます。また関係省庁といろいろ協議すべきことも多からうと思ひます。今後の問題として十分検討したい、かように考えております。

○多田委員 おそらく地域住民の橋をかけるとか学校を建てるのが、そういうものではそういういいまいなことは許されせんね。あなたが一番よく知っている。ところが何でこの巨大開発にそういうあいまいな、環境の観点からいっても立地の内容から見てもきわめてあいまい、秘密にいうとこれはずさんですよ。そしていま二十八日にすべり込もうとしている。まことに大企業というのは至れり尽くせりの援助を受けている、私はこう思わざるを得ないのです。

そこで私は長官にちよつとお話申し上げたいのですが、これまでの開発庁それから環境庁、運輸、大蔵、このお話を聞いて、たとえば環境アセスメントの面で、代表的な大気汚染物質である硫酸酸化物、それから窒素酸化物、それから粉じん、ばいじん、いま私が聞いた範囲では第三物質のうち、アセメントでできているのは何と硫酸酸化物だけではないかと思う。ことに重大な窒素酸化物の測定データの不足は致命的だと思う。わずかに二回ばかりありませんか。しかも水質の油分のSS、これもやっていないじゃありませんか。あるいはやっていないに近い。しかも自然保護のアセメントが何もないといっているくらいです。実態はそんなんです。こんな状態で苫小牧東部の環境アセメントといえるのですか。これで発想の転換といえますか。環境庁がでたらめなアセメントを通達することによってこの巨大開発はますます出ます。しかも巨大開発の目的、魂ともいふべき住民の総意的な参加、これは皆無に近い。ですからこれまでの開発というのはまず開発が先

に立つて、そのあとに公害対策があつて追いつけるのです。これまたあと追いつ行政じゃありませんか。科学的に数値的に、そうでないという保証がどこにありますか。しかも勇払五千名、沼の端二千五百名の住民の移動問題があなたたちの頭の中で空転しているでしょう。生きている住民はどうなるか。行き場所もまだきまつていない、長官、こういうことで環境庁がこの事態に対処していいのでしょうか。それで発想の転換といえるのであつて一体いいのでしょうか。長官に伺いたい。

○三木国務大臣 しばしば申し上げておりますように、単に環境庁のみならず各官庁においても、環境の保全というものが前提にならなければ、これからはやっていけない時代だと思ひます。そういう点で、われわれとしては、環境基準あるいは環境基準というものに基づくいろいろな排出基準等により、環境保全のために今後きびしく対処していきたいと思ひます。環境アセメントについていろいろな問題はあります。今後はやはりアセメントの手法などについてもいろいろ研究すべき点は確かにあると思ひます。あとから追つかけてやるということでは国民の期待にも反するわけでありまして、環境アセメントというものが地域住民にも不安を与えないで、環境庁がこれだけのことをしたんだからいいじようぶだという信頼感を確立するためには、われわれのほうとしても今後いろいろと研究しなければならぬ問題は確かにあると思ひますが、この苫小牧東部工業地帯、あるいは苫小牧の臨海工業地帯もひつくるめて、環境の保全ということに対してはきびしく対処していきたいと思ひます。

○多田委員 長官、きびしく対処するとおっしゃいますが、発想の転換というのは、いま手をつけないではできないということですか。これは戦いのですよ。政府の中でも戦い、思想的にも戦い。ときによつては、自分の地位も投げるといふ戦いです。

これは。それくらいのもので。それをやらないうで——長官がもしこれから十年も二十年も環境庁長官をやっておられるというなら、私はある程度あなたのことを信用するでしようが……。

そこで、地元住民に非常に不安を与えているこの問題について、開発庁、道はこの開発計画の内容を知らせる、環境庁は道から上がつてアセメントを伝える、そういう公聴会を即座に開くべきだと私は思ふ。しかも、公聴会はたった一回という、おさなりの形式じやだめです。住民の納得がいくまで公聴会を開くべきだと思ふ。特に民族の大移動ともいわれる五千名、二千五百名の移転がうわさのぼつていられる端と勇払、ここで批判を受けます。あなた方がその批判に耐えられるかどうか。私は長官も行ったらよろしいと思ふ。あと追いつ行政にもいまわれわれが終止符を打つとすれば、せめてこれくらいのことやるべきだと思ふ。どうですか、開発庁。

○山田(憲)政府委員 これから港湾計画の変更をするに伴ひまして、鉄鋼等の企業の立地等をどうするかというような問題をかかえて、一つの非常に大きな曲がりかどと申しますか、そういう段階にきておられますので、新しい観点から、環境アセメントの内容等を含めまして、計画の内容の地域住民に対する周知徹底ということは申すまでもなく十分にやるべきである。まだ公表してありませんのは、これはまだきまつたわけではございませんで、内部で議論をしている段階でございまして、これをきめれば、地元の関係の方によく知らせて、周知徹底する義務はもちろん開発庁にもございまして、何よりも北海道庁あるいは地元の苫小牧市というような港湾管理者にも責任があると思ひます。そういう意味におきまして、これから大いにその内容を広報して周知徹底してまいらうに努力したいと思ひますが、先生から御示唆のございまして、開発庁が主体になつて、たとえば勇払とか沼の端の住民の方に対して、この集落の将来のあり方についてどうするかといううなことで討論会、公聴会をやるといふことは必

ずしも適當ではないのではないかと。地元の市もございまして、地元の方の考え方というものが——これは将来の用途地域の指定等とも関係いたします。線引きの問題は道庁の責任であり、また地元の市の責任でもございまして、そういう形でみずからこの地域のあり方をどうするかというところで討論されるほうがより民主的であり、適當ではないかというように考えます。ただ、これは勇払、沼の端の問題を例としてあげましたけれども、もちろん、公聴会等を現地で行うということ自体、一般論といたしましては一つの方法として十分検討していく必要があるというように考えます。

○多田委員 どうも歯切れが悪いね。この公聴会を開発庁が開かなければ——三千億からの予算を使つて道にいろいろサセスチョンや指導をしているんだから、ほんとうに北海道の五百万道民の総意や参加のもとで開発をやらうという、それこそ発想の転換をやられるのであれば、道に、やりなさい、これくらいの指導はできるでしよう。そういうことをやられるかどうか、私の伺いたいのはそのことなんです。どうですか。

○山田(憲)政府委員 御趣旨はよくわかりました。地元の自治体としてそういうことをこれからやっていくことは、当然検討することであるといふように考えておるわけでございます。

○多田委員 検討に値するといふことは、前向きで取り組んでもらうといふふうに私は善意に解釈したいと思ひます。次に、開発庁は、六月二十八日予定の港湾審議会から、苫小牧東部のこの港の計画を取り下げるべきである。住民の十分なコンセンサスも得ていない。それから計画の内容は御存じのとおりである。長官がさつき言つた、環境保全の問題を前提にすべきであるというその趣旨からいっても、前提になるべきアセメントがこういうあいまいさである。常識から考えたら取り下げるべきだと思ふ。したがつて、この提出を中止またはほんとうに住民が納得できるまで延期すべきだ、こう私は思ひますが、どうでしよう。

○山田(嘉)政府委員 港湾審議会の審議は、地元
の北海道庁と苫小牧市——苫小牧というのは両方
の共管になっておりまして、この二つがいわゆる
港湾管理者でございまして、この港湾管理者が港
湾計画の変更を運輸省のほうに提出されまして審
議会にはかるといふ問題でございまして、北海
道開発庁のほうでこれを取り下げるとかやめると
かいう性質のものではないと判断しております。
○多田委員 私は十分了承して、管理者が
道であり、そしてまた苫小牧であるという事は
しかし、さっきの公聴会と同じように、この港湾
は北海道総合開発の中で政府から予算を裏づけし
てやられるものだ。本気にそう思うなら、そうい
う指導的な立場をとるべきじゃないですか、責任
回避ではなくして。

そこで、私の持ち時間がきましたので、長官、
私はいま伺った範囲でも発想の転換ということば
どうにも納得できない。私どもは日本の経済、産
業の発展を否定しているのじゃないのです。近代
の科学技術の発展を最大限に私は利用すべきだと思
う。この点ではだれでも一致する。大事なことは、
その科学技術がだれに奉仕するかということだ
す。生きた人間であり、日本の国民に奉仕しなけ
ればならないのです。だからこゝろで大事なこと
は、長官の発想の転換というの、そのことによっ
て、いま公害がはびこり、過疎、過密がひどくな
り、世界の問題になってきておる。だからそれを
最優先させろ、こう言っておるわけでしょう。と
ころがその最優先させるべきものをこういうあい
まいさでいくという事は、一定の前進ではある
けれども、私は根本的に変わってないと思えてお
ります。だれも電力なくして生きていけないのです。
これはわかり切ったことです。その電力の立地の
場合に、ほんとうに伊達の住民のコンセンサスを
得たかどうか、ここが問題なんですよ。いや、町
議会が決議しました、こうなんですね。それは大
事なことですよ。その町議会から住民にどうなっ
ていっているのか、問題はここなんです。町議会が
一人走りをしてしまう。この間私は北海道の開発

庁長官にも言ったのですが、いかにこの開発が地
域住民と自治体を破壊しているか。特に地方財政
をゆがめて、しかも日本の民主主義の土台になる
地方自治に重大な影響を与えているか。一例をあ
げましょうか。北海道開発計画が比較的順調に進
んだと見られているのは何かというところ——むつ小
川原の場合は県やその他の他がまだある程度主体的で
しょう。開発庁というのがある、その開発法があ
り、三千億の予算がついて、これが北海道の地方
自治体に逆にのしかかってくるのです、一つの行
政権を持つて。その結果はどうなっているか。道
は乏しい中で三百億、当初予算百八十億をこえる
三百億の金で土地を買う、先行投資をやった。財
政が硬直するでしょう。しかもその中身はどうか。
土地を買うために、道自身が農地法に違反してま
で土地を買っているのです。法を守るべきものが
そうやっていくのですよ。長官、それがいま道議
会で地方自治法の百条委員会にかかっている。警
察まで入り込んできた。汚職がある。これは人間
の精神の腐敗です。私はこの開発というものを真
剣にいま考えていかなければならないときだと思
う。その大事なキーポイントとして、この残され
たといわれる苫小牧の大湿原の原野の巨大開発、
ここにたよりになる環境アセスメントが一体どう
であったかというのとあのとおりだ、計画の内容が
どうであったかというのとあのとおりだ。これで一
体、真剣に住民のことを考える者、真剣に科学的
にやりたいと思う者、そういう人は一体満足でき
るでしょう。私は、住民は満足できないと思う。
最後に私は長官の御決意を伺って、最後に私の
締めで終わりたいと思います。

○三木国務大臣 開発は地域住民の人間を対象に
したものであるという話は話しのとおりだと思
います。そういう意味で、今後は企業のための
開発というふうなもの、もうそういうことは考
えることも無理なことでもあるし、また考えてお
る人もいないでしょう。やはり人間でありますか
ら、そういう環境という問題が人間の生命、健康
の保持という点から重要になってくるので、いま

完全にみんなの発想の転換がそこまでいったとは
正直に言って私は思わない。しかし、やはりいか
ざるを得ない大きな転換期である。そうでなけ
れば、地域開発というものは至るところに問題が
起る。そういうことで、われわれの環境アセス
メントについてもいろいろな手法について研究の
余地はあると私は率直に言ったわけでありませ
ん。しかし、発想の転換はもうせざるを得ない一つ
の時代である。そうでなければ、地域開発という
のは万人のために喜ばれるような地域開発になら
ないわけでありまして、そういうふうな考え方
に徹して今後は地域開発を進めていかなければな
らぬ、そういう点には、私もそのように考えるわ
けでございます。

○多田委員 最後にひとつ……。

いま大きな転換と言われた。一体その転換は何
で起きたのでしょうか。先ほど、企業も地域社会
のことを考えなければならぬと大臣はおっしゃ
いました。私はことはととしてそのとおりだと思
う。また、そうでなければならぬと思う。私はあの水
俣の裁判その他を見て、企業の生産第一、地域社
会の利益を無視するということに断罪を下され
た、私はここに歴史の発展があると思う。そのと
きに企業が一体納得したのでしょうか。何回も裁判
のやり直しです。企業が幾らか頭が変わったのは、
企業自体から生まれたのではないのです。住民の
戦い、二十年、十五年の苦しい戦いの中で、裁判
にもかける、押しかける、ときには官憲にこの伊
達のようにやられながらも、みずからの権利と生
活を主張して戦ってきた、そして歴史の流れの中
で断罪を下されたのです。つまり、民主主義を守
っているのは企業ではないですよ。まさにこのみず
からの生活を守って、民主主義を守っているところ
の住民の戦いなんです。それが企業の頭を変えさせ
つつあるのです、変えんとすれば。先ほど、公害
には被害者と加害者しかないと言われた。そのと
おりなんです。ほうっておけば企業は必ず加害者
になる。それをほうらせないようにしたのは住民
の戦いです。それ以外にないです。政府だって資

料を出さなかったんだから。いまでも通産省は出
していませんよ、重要な問題では。住民に懸す。そ
の真実をえぐろうとして住民が十年、十五年戦う
のだ。日本の民主主義をささえてきたのはだれで
すか。公害反対をほんとうにやってきたのはだれ
ですか。地域住民でしょう。伊達はまさにそう
なんです。先ほど長官が多数と言われた。多数決原
理は民主主義の一つなんです。一番大事なことは
主権在民なんです。多数が不正を行なう場合だ
つてあるのだから、重要なことは、ほんとうに住民
の声を反映するかどうか。だから、伊達の戦いは
官憲がこれを弾圧した。まさに伊達において、生
活と権利を優先させるという、先ほど長官の言っ
た発想の転換を住民が始めている。それに警察が
かかってきたということです。私は警察は中立だ
とはいささか思いません。

最後に強調しておきたいことは、どうぞ長官、
こういう北海道開発計画、それから環境アセス
メント、これらについて閣内でも副総理の地位にあ
るあなたがこの委員会における各同僚議員の声を
反映さしていただいて、この北海道の港湾審議に
ついては十分な御決断をひとついただきたいと思
います。

これで終わります。
○佐野委員長 この際、午後二時五十分まで休憩
いたします。
午後一時九分休憩

午後三時六分再開
○佐野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

この際、最近における水銀やPCB等による環
境汚染の問題はますます重大化しつつあり、政府
は去る六月十二日の閣議において水銀等汚染対策
推進会議の設置をきめ、十四日にその第一回の会
議を開催したと聞き及んでおりますが、環境庁長
官からその会議の様態並びに決定した対策の内容
について御報告をお願いいたします。三木環境庁

長官。

○三木國務大臣 たいだいま委員長からお話のありましたように、去る十二日の閣議で、水俣等の水銀の問題が起りましたときには、各省庁緊密な連絡をとって対策を推進してまいりましたけれども、その後、水銀の汚染というものは拡大する傾向にあり、漁民及び地域住民に非常な不安を与えておりますので、この際、水銀汚染対策推進会議というものを組織いたしまして、関係各省庁がこの際一段と対策を強化する必要があると認めましたのでそういう会議を持つことになり、十四日の木曜日に午前八時から会議を開いたわけでございます。参画各省庁の局長クラスをもって組織をいたしました。経済企画庁、科学技術庁、環境庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省というのが参加をいたしましたのでございます。そして決定を行ないました項目について申し上げたいと思います。

第一には魚介類についての安全基準の設定の問題であります。いろいろ海域に水銀の汚染の問題が提起されて、魚介類に対してはたして食べて安全かどうかということに対する不安が増大をいたしてまいりましたので、単にPPMというような基準のみではなく、日常の食生活の指針となるような安全基準を設定する必要があります。六月中旬にこの安全基準を設定することが決定した項目についての第一点であります。

第二点は、水銀の暫定基準は六月中旬に設定をする。また既存のPCBに関する暫定基準のフォローアップを行なうことにする。それからカドミウムの基準についても設定を急ぐ。こういう点が第二点であります。

第三点は、水銀関係の工場については六月中旬に全国的な総点検を行なう。そして七月末までに調査の結果をまとめる。またPCBに関してはまず危険八水城周辺の工場について実施して、次いで全国的な点検を行なう。

第四点は、水銀とかPCBその他の有害物質を扱っている企業から各四半期ごとに定期的に有害

物質の収支の報告をさせる。

第五点は、水銀を排出するおそれのある工場（ソーダ工業）については、四十九年九月末までに水銀関連作業工程については、すべてクローズドシステム化を完了し、水銀を外に排出しないようにする。さらにあわせてソーダ工業については、五十年九月を目途に極力隔膜法への転換をはかる。

第六点、有明海、八代海を含め、全国的な規模で環境調査を実施するものとし、六月中旬に着手する。またその内容としては、水質、底質、魚介類、プランクトン等について、水銀、PCB、カドミウム、その他の有害物質について行なう。

第七点、有明海沿岸の住民に対する健康調査は七月以降に実施するものとし、国立病院等の医師を動員してこれを実施する。なお他の水域についても環境調査の結果、問題のあった地域においては健康調査を実施する。

第八点、水俣湾の埋め立てについては、県の事業ではあるが、国において全国的に応援するものとし、運輸省において今年度中に着工の方針で進める。

第九点、一般の河川や海岸については、建設省において来年度から直轄で浄化事業を行なう。

第十点、漁民に対するつなぎ融資として、農林漁業金融公庫の漁業経営資金をもって措置するとともに、天災融資法に準じた措置を行なうこととして、農林中金や信連の資金を利用し、低利なものとなるよう、関係省庁で話を詰める。また果の応急措置について援助方法を講ずる。

第十一点、今後における漁業振興策を至急検討する。

第十二点、漁業関連企業の対策については、国民金融公庫資金等の活用をはかる。

第十三点、世帯更生資金の活用をはかる。

第十四点、環境調査にあわせて原因者の追求を行なう。

第十五点、水俣病治療研究センターの設立を目途に専門家会議を設ける。

第十六点、大学における公害病の研究体制を整備する。

第十七点、水俣病等の公害病にかかわる国公立医療機関に対して補助する等、体制の整備充実をはかる。

第十八点、海上汚染、工場排水等について、海上保安庁による監視体制の強化をはかる。

第十九点、職場環境の保全と保健対策をはかる。

この項目は一緒になっているものもありますから、実際は十一項であつたわけですが、大体いまのようなことを推進会議でできまして、ここでもだ解決をしてないのは、つなぎ融資として漁業家に対しての融資の金利の問題であります。これはできるだけ低利に天災融資法に準ずるくらいの優遇措置をとるようというのを私から申しまして、大蔵、自治、農林で一両日中にこれに対して結論を出すということ、これがまだ決定をしておりませんが、ほかの点については具体的に決定をいたしましたので、きょうの閣議においてもこの決定に対しては各省庁が責任を持って具体化をはかるように強く要望いたしておいた次第でございます。

○佐野委員長 たいだいまの長官に対する質疑は、水俣の現地視察後の委員会に譲ることといたします。

○佐野委員長 内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林義郎君。

○林義郎君 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑をいたします。

まず、今回のこの改正法律案であります。昨年の六月に自然環境保全法の成立を見ました。その法律の附則では、第一条で公布の日から一年をこえない範囲内においてこの法律は施行するとし

てある。昨年の六月でありますから、ちょうどいまごろでありますから、やっと施行になったばかりであります。その段階におきまして、すでに新たな改正をしなればならないということ自体が私は非常に異常な事態だろうというふうに考えるのであります。いまの段階においてどうして今回の改正をしなればならなかった理由を、具体的にまず御説明していただきたいと思ひます。

○首尾本政府委員 今回の改正は、自然公園法につきましては自然公園の国立公園あるいは国定公園の普通地域における従来の届け出項目に對しまして、新たに届け出項目を追加したという点と、それから自然公園法における普通地域における届け出、それから自然環境保全法における同じく普通地域における届け出につきまして、三十日の着工制限の期間を設けたという点が今回の改正の要点でございます。

まず、自然公園につきましては、これは従来から届け出項目というところに届け出の規定がございまして、これについてはそれに従つてやつておつたわけでございますけれども、その届け出項目の中に、たとえば土石の採取でありますとかあるいは土地の造成等に関しましての届け出規定がなかったという点がございまして、普通地域におけるそういう届け出事項になっておりませんものが、実は非常に普通地域において、自然環境の保全と自然公園の保全という点から問題があつた事項でございますので、その点につきまして、今回新たにそれをつけ加えたわけでございます。それから従来の自然公園法の普通地域における届け出の状況を見ておきますと、どうしても届け出と同時に着工できるというふうな規定になっておりましたために、その点について、十分届け出によつて規制しようとする目的を達し得なかったというふうな事情があつたわけでございますが、その上に最近におきまして非常にさういった土地についての、たとえばゴルフ場でございますとかあるいは分譲別荘地の造成でございますとか、さういった

ものが非常に進行をしまし、やはりこれについては規制を強化しまして、的確にこれを守っていくのですね。現地の自然公園法における普通地域は、これは達し得ないということになりましたので、それを強化しようとしたわけでございます。これとの関連におきまして、自然環境保全法はこの四月十二日から施行でございますけれども、やはり自然公園と同じように届け出事項というものがつきまして、これはまだ具体的な施行になっておりませんが、これを強化するということが自然公園法との関係から申しまして、どうしても必要であろうということでこの改正を提案いたしました次第でございます。

○林(義)委員 法律案の提案理由の説明はよくわかりませんが、私が申し上げているのは、たった一年前に考えられなかったらどうか、こういうことであります。一年前です、相当な大法律でありますから、実は今回の改正というのは非常に小さな部分の改正でありますから、やはり大法律を出すときには相当先のことと考えるし、いろいろなことを考えてやっておかなければいけない。どうしてもいまの法律ではできなくなつたやつたというような何か具体的な事例でもあるのかどうか。施行されましたのが最近でありますから、その施行前は前の法律の規定が、自然公園法が何か動いてたわけでありまして、大問題になったということはあまりないのじゃないかと思うのです、いかがでしょうか。

○首尾木政府委員 私は、実態的にもそういうような点につきましては、今回の改正が非常に必要になったというふうに考えておりますが、一方におきまして国土総合開発法というものを政府において考えておる、今国会に提案をいたしておるわけでございます。この国土総合開発法というのはやはり環境保全という観点も考えまして、全国の地域を幾つかの利用地域に分けるということになつておりました、その中に自然公園地域あるいは自然保全地域というものを設けて、それについて国土の計画的な利用あるいは保全というこ

とを考えていこう、こうしているわけでありまして、この法律はそのような地域を設けますが、その地域についての各種の規制はそれぞれの法律においてやっていくということでございますので、そういう点から申しますと、今度の国土総合開発法を裏打ちにいたしまして、全体としてそういう土地に対する規制を強化しようというふうな政府の方策というのが前提としてございまして、今回もそういう点から見直しまして、特に先ほど申しましたような実態も考え合わせますと、自然公園法あるいは昨年御審議を願いましたばかりでございますけれども、自然環境保全法につきましても、この際やはり規制を強化するということが全体の政策として好ましいというところで、この法律を御提案を申したわけでございます。

○林(義)委員 私も立法の途中から参画をしておりまして、政府委員だけを責めるわけではありませんが、昨年の六十八国会のことを思い出しますと、昨年の六月十六日にこの法案は成立した。当委員会におきましても審議はほとんどなしで、理事会で話をしたというものがこの法律の実態であります。

〔委員長退席、中島委員長代理着席〕
ところで、ことしの三月に行政管理局から、自然保護に関する行政監察結果に基づく勧告というものが出ていたわけでありまして、いま申しましたように実は相当急いでつくった法案でもあるし、それから法案を作成する間におきましても、私は記憶しておりますのは、昨年の初めくらいから話が、関係各省と環境庁がいろいろとやり合つてやつたということでありまして、言うならば妥協の産物のような点がたくさんあるわけでありまして、私は、先ほど申しました行政管理局のこういう勧告も出ていますし、これから自然環境をどうしていくかというものは、国土総合開発法が出ていますし、やはりもう一べん新しい観点から見直してやらなければならぬ問題だろうと思つております。この国会にそういうことを出せというところではございませんけれども、やはり自然環境の保

全というのは、やはりこの際検討して見る必要があるような気がするわけでありまして、この辺について大臣、どういうふうにお考えでございますか。

○三木国務大臣 私が環境庁の長官に就任しましたときに考えましたことは、どうも乱開発という、開発は必要なんですけれども、あまり手つとり早い営利追求のために自然の環境というものが破壊されていくことが少し目に余るもの、私などは地方を旅行しましてあるもの、これはやはり何か歯どめをしなければならぬ。ただ、その歯どめをする場合に、だめだだめだというだけでは説得力ありませんからね。ひとつ全国的な地図をつくつてやろう。環境保全地図というふうなもの、こういう自然環境というものはどうしても残さなければならぬものである。その自然の重要度というものを地図の上においてあらわせないかというところで、別に予算をとりまして、そのとき私が行つたときは予算の大体大筋は済んでおつたのですが、これを上のせしめて、そして予算をとつて、いま全国の専門家は、地方の大学等の協力を得てやつていっているのです。そういうものができれば、少し日本の自然環境というものの対しての重要度合いというものが、国民の側においていろいろ考える参考になると思つたので、そういうことから何か今後の開発をする場合に残すものがあるいは開発する場合にやはり開発のやり方に対して注意するもの、いろいろな点を考慮する際に参考にしたと思つておるのです。次第次第に環境に対する国民の意識の変化が起こりつつありますからね。どうも環境と人間の相互関係、この微妙な関係というものはみな気がつき始めておるでしょう。いろいろなものでも、ホテルもいなくなり、赤トンボもいなくなり、それから小鳥も少なくなりということ、緑は少なくなる、こういうものが人間の生活の中に非常に大切な要素である。人間をはじめて生物の生存の基盤ですからね。環境を離れて人間というものの生命というものにはあり得ないわけです。非常に急激な意識の

変化があるのです、環境というものを守ろうというところで、こういうことですから、そういう国民の意識の変化等もうしるだてにして、自然環境の保全ということには環境庁の行政というほうからも少し強い立場を持つべきであるというふうに考えられてございまして、いままでも、今度の自然環境保全法の改正なども、それは国土総合開発法というところで土地の利用ということが、全体の国の土地の利用というものが考えられてきたから、どうしてもその中で自然環境というものの保全というものが、その土地の利用の中で相当重きをなされなければならぬというので、いろいろな特別地域として自然の原生林保全のための特別地域であるとかその他の重要な地域に対する特別地域としての指定を行つて、土地の利用の中における自然環境の保全というものを一つの柱にしようという、そのためには開発に対する規制も加えていく必要があるというので、こういう改正を出してきたと思うのです。ついでに一年もたたぬくらいです、つくるるときにこういうことも考えてしかるべきであつたので、国土総合開発法という開発法というものの一つにはなつていっているという改正を出す動機の一つにはなつていっているというので、大きくはやはり自然環境の保全に対する義務も含めて意識の変化があつたということだと思つております。

○林(義)委員 自然環境の保全ということでありまして、やはり国土総合開発という体系の中において考えていかなければならぬ。やはりその自然環境保全ということはいいのですけれども、どこまで守っていくかという点の具体的な問題というのがあると思つたのです。この法律を見ても、自然公園法を見ても、自然の景観が云々と書いてある。自然環境の保全に對して悪影響を及ぼさないこととか何とかというように書いてある。しかし具体的なそのルールづくりというものをやつていかなくちゃならないだろうと私は思うのであります。その辺につきまして、一体大臣または政府当局、自然環

境の保全というものを哲学として、基本的な考え方としてどういうふうなものをやっていくのか。国土総合開発、いまおっしゃったようにやはり工場もつくらなければならぬし、住宅もつくらなければならぬ。いろいろな開発を進めるのでありますけれども、自然環境の保全というものは一体どういう形で当局はやっていくのか。原生林とか何とかということははっきりいたしますが、そればかりではないと思うのであります。特に今回問題になっておりますところでは、そういった問題ではない。いわゆる普通の地域における自然の制限であります。普通地域における自然というものはどういふふうにあるべきかということについて、何か大臣、お考えがあれば聞かしていただきたいと思うのです。

○三木国務大臣 自然環境というのはむずかしい問題ですね。いま言った原生林なんかのようなところはわかりやすい。だからこれはいろいろな専門家が、私は地図をつくらうというの、専門家が寄って、これは植物の学者だけではないから、一つの生態学的な視野でやらなければならぬですから、そういうことだったら、目に見える景色がよいということだけでは意味がないのです。意味がないことはいくらでも、そればかりではない。そういうことで、ひとつ日本の自然を見直してみよう、いま林委員がここで私に自然環境を保護しろという自然環境は何かという御質問に対してお答えするのが非常にむずかしい。そこで私は、専門家を連れてお話しして、まいったような広い生態学的な見地から残さなければならぬ自然というものはどういふものであろうかというこの地図をつくってもらいたい、こう願っておる次第でございます。

○林(義)委員 非常にむずかしい問題であります。そこはどうしても詰めておいてもらわなければならぬ問題だろーと思ひます。大臣からおこたへがありました。生態学的な観点というのも一つ必要であります。単に自然だけだということわけにもなかなか私はいかないだろうと思うので

す。やはり自然というものは、人間と一緒に生きているから自然というものがどうだこうだいわれるわけでありまして、人間が死んでもいいということになりましてこれはやはり困るわけでありまして、そこでおそらく自然環境保全というところを使っておられると思うのですが、やはりこの辺はその一つ行政的なケースとすればケース・バイ・ケースで判例的に積み上げていくよりはかに方法がない。その中にいろいろな学者の知恵であるとか何とかというものをいれてやっっていくというのが筋だろうと思ひますが、その前に一つ私はここでお尋ねをしたいのですが、今度の場合の問題で二つ問題があります。一つは、届け出を要する行為を新しく追加したという問題であります。もう一つの問題は、届け出をしてから三十日以内に改善命令を出せよというの、最低三十日以前には届け出をしない。三十日以前に工事着手してはならない。その間に改善命令を出します、こういう形になっている。その二点だと思ひます。それで、届け出の問題でありますけれども、私は行為に着手する三十日以前に届け出しない、こういうふうにして、その間に審査をしてそれでよろしい、改善命令をその間にも出します、こういうことは、いうならば普通の許可制と同じことだと思ひます。許可制に三十日の期限をつけたのと同じことです。許可でありましたならば一般的に禁止をしているのですから、その間においていろいろな問題があったところで補償の問題等は起こりません。

〔中島委員長代理退席、委員長着席〕

ところが、届け出制になりますと、やはりそこに対していろいろな改善命令を出すといった場合には、補償の問題とか何とかというような問題が出てくるだろうと私は思ひます。法律論としてそういう違いがある。そこが届け出制と許可制の違いだろうと思ひますが、私がいま申し上げていることが合っているかどうかということが第一点。それからもう一つは、それだけ実際に違わない、

しかも補償のような問題がないのであります。ならば、一般の許可制にして、許可については迅速果敢な許可をとらなければならぬから、三十日間以内において許可をいたす、もしも許可をしないならば自動的に許可があったものと見なす、こういう規定を置いてもしもおかしくないのではありませんか。むしろ自然公園法及び自然環境保全法をこれから大切にしていかなければならぬということであるならば、たまたま上、届け出にするよりは許可制にしておいたほうが立法の趣旨にもかかなうのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○首尾木政府委員 第一点でございますが、補償の点につきましては、許可の場合もそれから届け出につきまして改善命令あるいは禁止命令を出しました際も、やはりそれによって生ずる通常の損失については補償規定がいずれもございまして、その点は許可の場合も届け出の場合も同じようになつておるわけでございます。

それから第二点でございますが、なぜそれを届け出制にしたか、許可制にしないか、こういう点でございますけれども、これは、今回のものが実質的には許可制に近い届け出制であるということが仰せのとおりでございます。いわゆる行政処分としての形の上から考えられるわけでございますが、考え方としては、許可制というのは一般禁止に対する解除といえますか、そういうことが前提になつておるものでございます。届け出制でございますからこれは一般禁止ではございませんで、行政処分の型としましては許されておるけれども、その一カ月の間には着手ができない、そういう制限が外からかかっているということ、法律上の性質としてはそうなるわけでございます。

それで、実は今回の法律改正にあたりまして、われわれはその点を法制局をまじえましていろいろ議論いたしましたわけでございますが、現在すでに自然公園の普通地域に指定をしておりますところは、いわばただいま申し上げましたようなところ

う一般禁止というものを前提にした地域としては指定をいたしておらなかったということでございまして、もしもそれを一般禁止の形の制度としてやるならば、それについては新たに地域の指定を必要とするのではないかと、いろいろな法律上の議論というものが起きてまいりました。この点につきましては、私どもは、実質的な意味において、届け出制ではあるけれどもその強化をするというふうな観点で、地域の指定のし直しまではしないでそのままでやる限界というところを強化をしていくという方針をとったわけでございます。この点につきましては、もし許可制にまでも移行する必要があるというふうな地域につきましては、実は基本的に現在の普通地域というものをさらに特別地域に見直して指定をし直すということをやらなければ、その地域については許可制になるわけでございますから、したがって、一方でそういうふうなことももし実体としてやろうと思ひばやれるわけでございます。

ただ、地域の指定を特別地域にするか普通地域にするかということにつきましては、技術上の問題といたしまして、やはり地域を指定する際には、地域住民の意向やあるいは都道府県との協議の問題でありますとか、あるいは関係者との協議の問題としてこれを要するということについては相当の時間がかかるわけでございます。そういうことを考えますと、現在の普通地域のままでそこについて必要だということ、今回のような改正のやり方をやったわけでございます。

○林(義)委員 その普通地域という地域がある、特別地域という地域がある、特別地域については許可制になっている、普通地域については届け出制になっている。その普通地域と特別地域の間で、今度普通地域のほうを許可制にするならば、普通地域の中を二つに分けて、許可を要するところの普通地域と届け出で済むところの普通地域と分け

なければならぬ、こういうふうな話でございしますが、そういうふうな議論があるから依然として届け出を置いておく、こういうことですか。

○首尾木政府委員 お答えいたします。

普通地域と申しますのは、これはまず国立公園地域の指定がございまして、その中で特別地域の指定がさらにあるわけですが、その地域を指定されてないところを普通地域といっているわけでございます。したがって、公園地域を全体として指定をいたしますには、やはり地域の住民とか都道府県とかあるいは関係各省とか、そういうふうなところと協議いたしまして各種の調整が必要でございまして、そういう協議をしてきめなければならぬわけでございます。さらにその中で特別地域をやることについても同様の協議を必要とするわけでございます。したがって、そういう特別地域の協議をしてない残りの部分については、もしそこについてやるということになれば、そういう協議を経てはならないわけですから、これは特別地域の協議の際にさらにあらためて協議をしなければならぬ、こういったような問題が出てくるわけでございます。その協議が時間的に非常にかかるといふ問題がありますから、したがって、この点について普通地域としてもやはり強化をしていくということとで今回の改正をした、こういうふうな申し上げておるわけでございます。

○林(義)委員 ちょっとよくわからないのですが、普通地域というものがあつてそこは届け出であります。それはいろいろ問題があるといふのは、都道府県知事と相談をする手続が必要であるといふのですが、その都道府県知事との協議の問題は、許可制をするか届け出制をするかという問題とは、法律論としては一応別個の問題ではないかと思うのです。ですから、私が申し上げておるのは、三十日の間云々ということと届け出ということとで許可制も、実体的には許可制なんです。三十日の期限つきで許可、不許可をなさうという許可制なんです。私はそういう制度を一つつくる、普通地域と特別地域を一緒にすると

いうことではないのです。こちらのほうを届け出を許可制という形にして、しかもその許可制は三十日という期限つきである。一方は長い間かつて慎重にする許可制をとっているのですから、こういうふうな形に並べたところで法律論としてもおかしくないだろうと思うのです。それを届け出制に置いておかなければならぬかという何か必然的な理由があるのかどうか。

○首尾木政府委員 私の御説明が少し混同しておつたと思ひますけれども、これはやはり特別地域と普通地域というものがあつてございまして、したがって、特別地域のほうが当然行為に對する規制というものは強いわけでございます。その地域は一般的な禁止の地域ということで觀念をいたしておるわけですが、一方、普通地域のほうは、そもそも普通地域の目的がやはり特別地域と違ひまして、特別地域を守るための普通地域でございまして、特別地域の周辺の自然を守るための周辺の地域でございまして、あるいはそれほど自然の状況から申しますと、特別地域ほどはすぐれたものでないというところが自然の地域になつておるわけでございますから、そういう地域につきましましては、一般的な禁止というふうなもので扱う地域ではない。したがって一般的なものでないけれども、しかしそこについての制限があまり弱ければ普通地域がある使命も果たさないといふこととでございまして、その辺について今回届け出地域として許可をしたということとでございまして、その点につきましましては先ほどから何回か申しますように、その過程の議論として、もし許可地域にするならば、やはり法制上普通地域といふものをもう一べん見直してみなければいけないといふような問題が法律問題として生じたといふことから、届け出制の形にしておるということとでございまして。

○林(義)委員 その法律の問題として生じたといふところは、その法律問題として生じたといふのは、一方は原則禁止の地域であるところの特別地域と、届け出のところでは原則は自由であるけれども届け出によつていろいろな原状変更ができるというところであるから、それは自然公園法または自然環境保全法の中において特別地域といふものは原則禁止をたてまえるに、普通地域は原則自由をたてまえるといふような何か立論の法律的な根拠が何かあるのですか。

○首尾木政府委員 地域を特別にいじりませんで、従来普通地域であるといふことの前提のもとに地域指定に際しておつたという状態のもので、さらにここで一べん指定しておいて、それがそういう前提のもとで指定されておつたものがない限り許可地域になるということについては、これは法律問題としてやや適當でないのではないかと、これは結論的にそういうふうな結論が法律上の結論として出ておるわけではございませんけれども、そういうふうな議論が非常にございまして、したがってそういう議論が一方にございまして、それを踏まえて届け出制という形のままで着手制限という形で実質上の許可に近い届け出にした、これが今回の改正でございます。

○林(義)委員 次に入ります。

今回の改正のもう一つの大きなポイントは、自然公園法及び自然環境保全法の中のいろいろな普通地域における行為の制限をすることとあります。その行為を整理したのだらうと思いますが、自然公園法の中で普通地域の第四号の中で第四号を改正して、「海面」としてあるのを修正して「水面」にするといふことでありますが、その五号のほうには「海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る」といふふうな規定があります。そういういたしますと、「海面」を「水面」に変えたのですから、河川を含めた、こういうふうな考えられるわけですが、河川の場合においては「鉱物を掘採し、又は土石を採取すること」といふのは、反対解釈としてよろしいといふことになるのではないかと、こう思うのですけれども、この辺はやはり法をいじらなくてもいいのかどうか。

○首尾木政府委員 いまの「水面を埋め立て、又は干拓すること」といふ点でございしますが、これは河川とかそれから湖沼が、内水の問題が重要な問題でございましてので改正をいたしたということとでございまして。

それから第五号のほうのカッコ書きのことを言つておられると思いますが、この五号につきましましては、従来は海のほうについてはこれを限つては、(鉱物を掘採し、又は土石を採取)といふのは全部入つておつたわけでございます。したがって、今度の場合もただいまの先生の言われるような解釈にはならないわけでございます。

○林(義)委員 わかりました。それから次に、自然公園法と環境保全法と行為制限のところを比較してみますと、若干すつ違ひがあるのです。自然公園法のほうは二十条第一項第一号ですが、この中では「その規模が総理府令で定める基準をこえる工作物」となつてゐる。一方の自然環境保全法のほうは二十八条第一項第一号、「その規模が総理府令で定める基準をこえる建築物その他の工作物」となつておる。一方は「工作物」となつておるし、一方は「建築物その他の工作物」となつておる。これは全く同じと解してよろしいのですか。違ひのですか。

○首尾木政府委員 「建築物その他の工作物」と書いてございまして「建築物」は単なる例示でございまして、内容的に変わりはございません。

○林(義)委員 第二は、自然公園法のほうでは今度新しく「土地の形状を変更すること」といふことになつてゐる。これは新しく改正条文に入つてゐる。それに対応するものが自然環境保全法のほうでは「宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(海底を含む)の形状を変更すること」となつておる。土地の形状を変更すること、土地を開墾し、その他の土地(海底を含む)の形状を変更すること、というのと同じでありますか。違ひのですか。

○首尾木政府委員 いまの「水面を埋め立て、又は干拓すること」といふ点でございしますが、これは河川とかそれから湖沼が、内水の問題が重要な問題でございましてので改正をいたしたということとでございまして。

それから第五号のほうのカッコ書きのことを言つておられると思いますが、この五号につきましましては、従来は海のはうについてはこれを限つては、(鉱物を掘採し、又は土石を採取)といふのは全部入つておつたわけでございます。したがって、今度の場合もただいまの先生の言われるような解釈にはならないわけでございます。

○林(義)委員 わかりました。それから次に、自然公園法と環境保全法と行為制限のところを比較してみますと、若干すつ違ひがあるのです。自然公園法のほうは二十条第一項第一号ですが、この中では「その規模が総理府令で定める基準をこえる工作物」となつてゐる。一方の自然環境保全法のほうは二十八条第一項第一号、「その規模が総理府令で定める基準をこえる建築物その他の工作物」となつておる。一方は「工作物」となつておるし、一方は「建築物その他の工作物」となつておる。これは全く同じと解してよろしいのですか。違ひのですか。

○首尾木政府委員 「建築物その他の工作物」と書いてございまして「建築物」は単なる例示でございまして、内容的に変わりはございません。

○林(義)委員 第二は、自然公園法のほうでは今度新しく「土地の形状を変更すること」といふことになつてゐる。これは新しく改正条文に入つてゐる。それに対応するものが自然環境保全法のほうでは「宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(海底を含む)の形状を変更すること」となつておる。土地の形状を変更すること、土地を開墾し、その他の土地(海底を含む)の形状を変更すること、というのと同じでありますか。違ひのですか。

○首尾木政府委員 これは実体といたしまして同一のものでございます。

○林(義)委員 そういたしますと、私は、同一のものならば、同じ法律の体系のものでありますからできるだけ同一のことは使ってもらいたいのではありません。自然公園法という、自然環境保全法という、大体同じ目的を果たしている。一方は自然環境を保護するという、一方は自然環境を保全する。大体国土総合開発法におきましても同じようなものであります。なぜ違うことを使われるのかということですが、もう一つ申し上げますと、自然公園法のほうでは「海底の形状を変更すること」という規定がありますが、自然環境保全法のほうではそれがありません。これはやはりさっきのことの中で読めるということでありすか。それともわざわざ自然公園法のほうで「海底の形状を変更すること」ということを残してあるのは何か意味があるのですか。

○首尾木政府委員 この点は、海中公園の景観の保全という点で、自然公園につきましては、特に海底についての形状の変更というものが規制の必要があるということで、自然公園法のほうにだけ置かれておるものでございます。

○林(義)委員 それからもう一つ自然公園法の中で「広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。」こう書いてありますが、自然環境保全法にはその規定がない。ないのは、それは反対解釈として自然環境保全法における特別地区はそれが許される行為と解してよろしいでしょうか。

○首尾木政府委員 結論的にさようでございます。これは特に自然公園というのを目で見た風景といえますか、そういうものを法の対象にするというところでございまして、そういう工作物にいろいろな広告の見苦しいものが出ておるといっても、自然公園法の中にあるわけではございまして、自然環境保全法におきましては、そういった建物に特

に看板が出ているということ自体が自然環境の保全ということからいって、それほど重要な問題ではないということでは規制の対象からはずれておるものでございます。

○林(義)委員 趣旨はわかりました。最初の問題に返ります。自然公園法では「工作物」と書いてある。自然環境保全法では「建築物その他の工作物」と書いてある。広告を掲示する云々というのは建築物になるわけでありすから、そういったところで読むということではやるのではないのですか、違うのですか。

○首尾木政府委員 自然環境保全法それから自然公園法でそれぞれ特別地域について同様な項目がございしますが、そのところにそれぞれの法律を合わせたということだけ書いてあるのは、一方で工作物の建設ということだけが書いてあるのは、これは実は法律の条文につきまして、できればそういったような点についての統一を今後とっていくということが望ましいものでございますけれども、これにつきましては、たとえば建築関係の法規でございすとか、あるいは都市計画関係の法律でございすとか、そういったような点にも若干字句の使い方というものが違っておる点がございまして、これらの問題についての整理ということとは、私も将来の問題として必要かというふうに考えておるわけではございません。

○林(義)委員 たとえて申しますが、自然環境保全法のほうでは「その他土地の形状を変更すること。」となっておる。一方自然公園法のほうでは、新しくつくった条文では「土地の形状を変更すること。」となっておる。「形状」と「形状」とことばが違いますが、やはり違うような問題になってくるだろうと私は思うのです。これは将来そういったことも含めて検討してもらわなければいかぬと私は思うのです。「形状」といいますと、普通われわれがながめた字の「かっ」からいいますと、表にあらわれたところのもの、「形状」といいますと、中の土質とか、腐葉土がたぐさたまっ

ているとかどうかという感じが出てくるわけでありす。そういった意味でこれは禁止行為でありますから、どこまでやっていいかどうかというものは国民の側からすればたいへん行為でありすので、この辺はできるだけ早くひとつ整理をしてもらいたい。また法律条文としてこういうふうな書かれまして、具体的なことでこれは当たるとか当たらないということがあろうから、実はそういったことで自然公園法関係あるいは自然環境保全法に関係するところではできるだけわかりやすく解説をしてもらいたい。解説をしてもらわないと、これはわからないですよ。法律を読んでも、これははつきりいつてわからない。もう少し親切な法律をつくってほしい、こう思うのです。この点は今回はどうだということではございませんから、ぜひひとつ御検討をしていただきたいと思います。この辺についてどういうふうにお考えになりますか。

○首尾木政府委員 現在の自然公園法もかなり古くなりまして法律でございすし、自然環境保全法との関係につきまして今後こまかい点でいろいろ調整をしていかなければならないというふうな考えております。私も、将来自然環境保全法なり自然公園法というもののにつきまして、その運用等につきましても総合的に見直しまして、こういったようなことについての法律改正ということが必要なのはなからうかというふうに考えておるわけではございまして、その際に十分整理をしたというふうに思います。

○林(義)委員 末端の字句的な問題についての整理も必要でありますし、最初に申し上げましたように、基本的な考え方におきましていろいろな問題がありますから、やはり時間が来たならば相当な整理を考える必要があるだろう、こう思っております。時間もあまりないようですからもう一つお尋ねいたしますが、今度罰金が上がっております。これは自然公園法の四十九条、五十条、五十一条

で罰金が上がっており、自然環境保全法のほうも五十六条で、新しく「二十八条第四項の規定に違反した者」というのを付け加えておりますが、罰金の規定は、四十九条は十万円を二十万円に、五十条は五万円を十万円に上げて倍にする。それから五十一条は五万円を十万円にする。倍にする。五十二条は五万円を十万円にするというふうに、大体倍に上げておるのですが、最後のところだけ五倍に上げたというのは何か理屈があるのですか。

○首尾木政府委員 これは自然環境保全法のほうに合わせたものでございます。

○林(義)委員 これで終わります。

○佐野委員長 暫時休憩いたします。

午後四時五十分休憩

午後四時五十六分開議

○佐野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木下元二君。

○木下委員 自然公園法の問題で質問いたしますが、具体的な問題からお尋ねをいたしたいと思っております。

私は日本の公園といわれる伊勢志摩国立公園問題からお尋ねをいたします。この伊勢志摩国立公園、特に鳥羽、志摩の地域は特に景観のすぐれたところでありす。海岸はリアス式海岸で深い湾入や複雑な入り江、なだらかな丘陵の段丘からなっております。沿岸ではイセエビ、アワビ、サザエ、こうした魚介類も豊富にとれております。有名な真珠の養殖も昔から盛んであります。このような美しい自然の残された志摩半島にいまパールロードという観光有料道路が横断し、その近辺の土地が大手観光資本によって買い占められようとしております。買い占められつつあります。そして大規模なレジャー施設、高級別荘地がつくられようとしております。

そこです、このパールロードについてお尋ねしたいのであります。

パールロードは一昨年一月三重県が総工費二十八億円をかけて着工したのであります。現在鳥羽市から志摩郡の磯部町までの約十八キロメートルの第一期工事が終わっており、さらに奥志摩へ延びる第二期計画が始まっております。すでに完了されました第一期工事によって、土砂やコンクリートの流出による田畑への被害、森林資源への被害、海の汚染による魚介類への被害が出ておると聞いておりますが、環境庁はこうした点を御存じでしょうか。このような自然破壊を環境庁長官はどのように認識をしておられるでしょうか。

○首尾木政府委員 御指摘の伊勢志摩国立公園の中のパールロードでございますが、これは国立公園の普通地域内を走っております道路でございます。今年四月から開通をいたしておるといふものでございます。

この道路建設に伴います自然破壊の問題でございますけれども、私どもとしては、重要な自然破壊というものが道路の建設によって生じたということにつきましては報告をいまだ受けておりません。ただ、先般の四月末における集中豪雨によりまして、のり面のくずれでございますとか、そういった土砂の崩壊等があったということにつきましては報告を受けておりました。この点につきましては、ただいま復旧工事を行なっておるといふ状況でございます。

○木下委員 この道路がつくられて、いわゆる車等の通行による道路公害ですね、そうした道路公害の被害の状況については認識していただけないということですか、そういう状況はあるいは起こっていないということですか。

○首尾木政府委員 道路の、車のふくそう等によるそういう一般的な好ましからざる状態というものにつきましては、当然そういうことは予想されるところでございます。私もその点について、ないというのを申し上げているわけではございません。

○木下委員 現在の状況はよくわかりにくいけれども、そうした車公害等の被害のこれからの問題として、そうした状況が起こるであろうということとは予測をしておられるようであります。

そこで私聞きたいのでありますが、県のほうはこのパールロードの両側の幅二百メートル、延長十キロメートルの道路の沿線の土地を購入して緑化につとめるといっておられるようであります。ところが、これはあの悪名の高い富士山ろくの富士スバルラインの教訓をどのようにとらえておられるのでしょうか。この富士山ろくのスバルラインにおきましては、観光道路スバルラインの建設によりまして周囲の森林は立ち枯れなどの被害を受けております。自然破壊はもうすでに深刻に進行いたしました。立ち枯れをしたそのあとに植林をした若木さえすでに枯れつつある、こういう状況が富士では生みだしております。これは環境庁のほうも御存じだと思っております。これはパールロードを第二の富士スバルラインにしようとするのではないのか、こう思うのです。この点の考え方を環境庁にお聞きしたいと思います。

○首尾木政府委員 御指摘のございました富士スバルラインでございますが、この地域とパールロードの通過をいたしております地域というのは自然の状態はかなり違うと考えております。パールロードにつきましては、特に森林の立ち枯れ等の起こっております地域は、いわゆる亜高山地域と申しますか、そういったような植生の地域でございます。ですので、特に弱い自然といえますが、そういう部類に属しているもの、森林等につきましては、そういうふうな点の問題でございます。一般的に伊勢志摩国立公園の場合における植生状態というのは、あの富士スバルラインにおけるような植生状態というものは違っていますので、あのような形で森林破壊というものは考えられないのではないかと、そういうふうに考えております。

○木下委員 そうしますと、条件が違つかどうかかわりましたけれども、森林の種類が違つかどうかだけですか。どういふことですか。

○首尾木政府委員 重要な点はやはり森林の種類が違つかどうか点でございますが、その他気温の条件でございますとか、あるいはまた風向の問題でございますとか風のことでございますとか、特に富士の場合の破壊といえますが、あの森林の破壊というものはそういったような点が非常に大きな問題になっておられるわけでございまして、この伊勢志摩公園における道路の問題というのは、そのような形における破壊というものはないのであると、ういふふうに考えております。

○木下委員 富士と同じような破壊はないであろう。それは条件が違つかどうかから、条件は幾らか違ひましても、ではこのパールロードができて、この周辺の自然は破壊されないのか。そうではないと思ふのです。やはり幾ら条件は違つても、そういう富士のあの教訓を生かしてこうしたこと、これに似たようなことがあるいは近いことが起こらないように、十分な対策を考えると、ういふことではなれないと思ふのです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、いま言われましたパールロードの建設をされます地域というのは、先ほど少し言われましたけれども、国立公園の普通地域ですか。

○首尾木政府委員 さようでございます。伊勢志摩公園は、約八〇％が現在普通地域になっておまして、このパールラインの通っておりますものも普通地域の中を通っておりますわけでございます。

○木下委員 そうしますと、あとの二〇％はどういう地域ですか。

○首尾木政府委員 特別地域でございます。この特別地域でございますと私が申し上げましたのは、伊勢志摩国立公園の全体の中では八〇％が普通地域でございます。このパールロードの通っております地域は全部普通地域でございます。

○木下委員 このパールロードの通っております周辺を、近く特別地域に指定がえをするというふうに聞いておるのですか、それは事実でしょうか。それまた、そうだとすればどの区域がそのような特別地域に指定をされるということですか。

○首尾木政府委員 ただいま現地に於いて計画を検討中ということでございます。

○木下委員 ですからその内容を言ってください。私がいま言いましたように、特別地域に變更する、普通地域を特別地域にするということなのかどうか。もしそうだとすれば、それはどの部分を特別地域にしようとしておるのか。大体でけっこうです。

○首尾木政府委員 伊勢志摩公園につきまして、ただいま八〇％が普通地域と申しましたが、特別地域を約五〇％にしたいということで目下検討中というふうに聞いております。

○木下委員 いや私の問いに答えてください。私が言っているのは伊勢志摩半島全体のことを聞いているのじゃないですよ。パールロードがつくられて、そのパールロードの両わきのところ、その周辺、そこが、いまのお話では全部普通地域になっているということではございませんか。その両わきの周辺を特別地域に指定しようという動きがあるじゃないか、これが第一の質問です。

それから、そうだとすればそれは一体どの部分か、おおよそのことを言っていたください。その道路の何メートル先までというようににされようとしておるのか。それは私がさっき質問しましたように、幅二百メートル、延長十キロの範囲で緑化につとめるために努力をしておられる、こういうふう聞いておるのですか、その範囲を特別地域にしようとしておるのか、そういう質問です。

○首尾木政府委員 その範囲を越えまして海側を相当特別地域にしたいということでございます。

○木下委員 どの範囲を越えて……

○首尾木政府委員 いま先生の御指摘になりました県が土地を購入して緑化をやっていくという、そのところはもともと特別地域というところでございまして、それを越えまして海側のほうにつきましては、さらに特別地域を拡張したいということでございます。

○木下委員 そうしますと、その道路の両わきの緑化の部分は全部特別地域、それからもう一つは

定をされなかったのか。これはもう、こういうふうにパールロードのようなものをつくって、道路

て、もともとこれは初めからこういう道路がつくられる前に特別地域に指定すべきではなかった

くおわかりにならないようですけれども、おおよそのことはわかっておられる、こういうことであ

につきましては、私どもやはり自然性の非常に高い地域における野外レクリエーションのあり方と

いったようなものにつきましては、従来、いままでのような形におけるいわゆる観光開発というものが決して好ましいというものではないと考えておるわけでございまして、これらの点につきまして、具体的な許認可等におきまして、十分そういったような自然を荒らすような形におけるそういう施設の建設といったようなことにつきましては、今後関係法規におきまして十分規制をしていきたいというように考えておるわけでございます。

○木下委員 こうした観光開発計画が徹底的に住民無視の形で進められてきましたが、さらに重要なことは、この計画が実現されたならば、いわゆる観光公害によって、尿尿、排水、排ガス、交通事故、それに風紀の紊乱といったことが予想されるわけであります。それによって漁業とか農業に携わる住民の生活に大きな圧迫が加わる、こういうことになるわけであります。被害が現実に出るようになってはもうこれはおそいのであります。あと追いつ行政とならないようにきびしい行政指導を進めるべきだと思います。

そしてまた、この問題とともに、先ほどお答えがあったわけですが、土地を買い上げることにについては、確かに環境庁としてはこれを規制するという手段はお持ちになっておられます。けれども、たとえば前にいろいろお尋ねをしたんですけれども、普通地域を特別地域に指定がえをする、これは自然を守っていく上でも非常に大事なことでありますけれども、そういうことを意識的に政策として進めていくことができるわけですね。特別地域になれば、そこに工作物をつくったりいろいろ設備をつくるということが禁止をされるわけでありまして、そういうことになりましますならば、観光資本もそこへ来たつもりでできないわけだから、来ないわけです。観光資本がどんどん乗り出してくる地域はそのままにしておいて、そして一部だけ特別地域にする、そういうことをやるから観光資本がどんどん来るし、また自然は破壊をされる、こういう結果を招くのだと私

は思うのです。だからもっとも、これは先ほどもお尋ねをしたんですけれども、特別地域にこの国立公園全体を大幅に拡大していくというところが必要だと思えます。この点についての見解を賜りたいと思います。

○首尾木政府委員 先ほど申し上げましたとおり、全体の方針といたしまして、できるだけ特別地域を広くとっていくという方向はこれを進めたいと考えておるわけでございます。

○木下委員 環境庁長官、その点は一体どうでしょう。いま言われましたけれども、その点についてもう少し詳しくお答えをいただきたいと思ふのです。

○三木国務大臣 伊勢志摩国立公園のバールロードについていろいろお話がありました。これは、ま環境庁としても県から報告を受けてないんですが、あの付近は非常に美しい地域でもあるし、自然環境として保護を強化しなければならぬ地域でありますので、一べん環境庁からあそこの地域に派遣をしたいと思っているんです。実情をひとつ見てみる必要がある。そのようにして、やはり自然の何となく、普通地区は民有地が多いでしょう。そこでやはり私権との問題がありますから、やはりそういうところは国有地とか公有地になつておれば一番いいんですが、急にそういうことはできない。そうなつてくると、やはりこちらの方がそういう県の協力も得て、実際問題としてそういう計画が行なわれておるが、その計画によってどういふ影響を環境に与えるかというのを少し常時把握しておく必要があるかという、この問題はそういうふうなことを思っております。

○木下委員 環境庁としてもひとつこの問題を積極的に、いま言われましたように、現地に人も派遣して調査をし、自然保護をより積極的に進めていく、こういうふうにお答えをいただきましたのですが、一つ申したいことは、この観光開発の将来を予想させる顕著な例を一つ申し上げたい。それは現在英虞湾の北海岸に二百三十ヘクタールにも及ぶ広い地域であります。ここに合飲の郷というのがつくられております。合うという字と飲ぶという字を書きまして合飲の郷であります。大レジャー基地であります。これはこの町の面積の約十分の一にも当たります。ゲートがつくられて、入郷料、入郷料金であります。入郷料といまして一人五百円が取られるという仕組みになっております。日本国内でありながら、もうまるで租借地のような感じであります。住民や一般の国民は多額の金額を払わなければ国立公園の景観に接することもできない、こういう状態を環境庁はどうお考えでしょうか。

○首尾木政府委員 日本楽器が開発をいたしております合飲の郷でございますが、非常に広い地域にわたつておるわけでございます。ただ、この問題につきましては、いわゆる営造物ということでございまして、法律的に申し上げますと、この点についての管理権というのは当然日本楽器のほうで持つておるといふことでございまして、そういう点で、少なくとも、たとえばその中における各種の施設等について入郷料を取るといふことにつきましては、これは他の法律上から申しますと当然だといふことになるわけでございます。ただ、問題は、そこに道がございまして、この道について、この道を通つてその中に入っていくという者について入郷料を取るといふことの可否につきましては、なお実態をよく調べまして、必要であればこれをやめさせるといふようなことにつきまして、日本楽器を指導いたしたいというふうに考えております。

○木下委員 レジャー基地があつて、たとえばその基地の中にいろいろな特別の施設がある。その施設を利用するのに、料金を出してその特別の施設を利用するといふならわかります。それでなく、大レジャー基地、その入り口に入っていくのに、そんな五百円も取られる。中へ入つて風光明媚な国立公園の景色をながめる、そのためにお金が要るといふことなんでしょう。だから問題があるわけなんです。もっともこの町民に対しては料金を取っていないようでありまして、ところが、その町民に対する問題で非常に大きな問題が残つております。というのは、この合飲の郷の中に町道が通つておるわけです。だから、町民はそのゲートを当然通つて、町道を通つて通行をする、こういうことになる。ところが、住民はゲートのところで一々検問をされる。それは一般の入場者が町民かということとを区分けをするということになると思ふのですけれども、町民はそういう自分たちの町の町道を通るのにゲートのところで一々検問をされる、こういう問題があるわけなんです。これも私は、こういうやり方は改善すべきだと思います。どうでしょう。

○首尾木政府委員 私、合飲の郷の実態につきまして、どのような契約の内容になつておるのか、これが、たとえば一つの完全な施設といふんです。これが、たとえば、そこについて私有地の中でありますれば本来ならば町道というものはないはずでございまして、そのあたりの実態につきまして、十分調べてみないと、最終的にどうだといふふうな御返答を申し上げかねるわけでございまして、かりにそれが町道であるといふことでございしますれば、いま先生のお話になりましたような事態というのは、これは問題があるというふうに考えます。

○木下委員 問題がある。そこで、その問題については、よく事実を調査して、そういう私が言ったようなことがあれば、改めさせるように行政指導を強める、こういうことですね。

○首尾木政府委員 よく実態を調査いたしまして指導いたしたいと思ひます。

○木下委員 観光開発を大企業に野放しにさせますと、いまに全志摩が、いや、全日本がこういうような状態になることは明らかだと思ふのです。合飲の郷も含めて、私はこういうふうな扱いをやめさせるように指導すべきだと思ひます。特に、さっきも言われましたけれども、レジャー基地の中に、特別な施設は除外して、ただその中を風景をながめたりあるいはたとえば芝生の上に休息を

するといふふなだけでこういう特別の料金を取るというふうなシステム、これは改めさせるべきだと思ふのです。これは国立公園なんですから。そういう自然の景観とかそういう土地の状況とかそういうものを住民なりあるいは国民が自然に利用するというのは、これは当然の権利でもある。この点についてもよく御検討をいただきたいと思ひます。

それから次に、この計画の中に広大な別荘地をつくる計画があるようでありまふ。その規模と位置についてお答えをいただきたい。

○首尾木政府委員 まだその計画については承知をいたしておりません。

○木下委員 それは、環境庁はいろいろなパンフレットが出ておるの御承知ないのですか。たとえばここに「パールロード沿線開発計画」という三重県志摩開発公社の発行したつばなパンフレットがありまふけれども、そこに図面が出ておるまして、「ブロック別開発図」というのがあつて、A、B、C、D、Eという五つの地区に分けて計画がつくられておる。その中のたとへばA地区を見ると、別荘ゾーンとして幾つも書かれておる。こういうものは御存じないのですか。

○首尾木政府委員 環境庁としましては、まだそれを把握をいたしておりません。

○木下委員 環境には関係ないというお考えかも知れませんが、海岸の特に景観のよいところが別荘地になるといふことなでありまふ。別荘を持てるような一部の金持ちにとつてはこの上なくよいことでありまふけれども、付近の住民や一般の国民にとりましては、せつかくの休日などを利用して、日ごろの労働の疲れをいやすために美しい自然を求めて志摩にやってきました、どこもこれも別荘地だといふのではお話になりません。このようなものをつくらずに、低料金の国民宿舎あるいは国民休暇村、こういうたものをつくるほうがほんとうに国民のためにもなると思ひますし、またそれは自然環境保全にも役立つと思ひうわけでありまふ。この点は環境庁長官はいかが

お考えでしょうか。

○三木國務大臣 開発する場合に、別荘地といふのも実問題としてそういう計画もあり得ると思ふので、一切別荘を建ててはいかぬのだというところも現実的ではないと私は思ひますが、できるだけそういう美しい景観の場所は、国民の多数がその美しい景観に接し得るようないろいろな施設をすることが、一般的な問題としては私は好ましいと思ひます。

○木下委員 現在、いま地図をお見せしましたように、たとえばブロック別開発図のうちのA地区、これは石鏡、本浦という地名の地区でありまふが、これは石鏡、本浦という地名の地区でありまふが、たくさん別荘がつくられるということなのです。どの程度進行しておるか、私も実はまだ調査をいたしておりませんけれども、こうした面につきましても、それは別荘が一切あつてはいけないうようなことは私は言つていないのです。風光明媚な国立公園のいいところがみんな別荘だといふのは困ると思ふので、こうした点についても、環境庁としてもひとつよくお考えいただきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、ゴルフ場の建設でありまふが、三重県のこの資料によりますと、この伊勢志摩地域で計画にあるのは買収中などを含めまして、八カ所、八百七十八ヘクタールのゴルフ場がつくられるという計画がありまふ。これはどの地域に建設をされるのか御承知でしょうか。

○首尾木政府委員 八カ所全部につきまして、それが具体的にどの地域にやられるかといふことについては、まだ承知をいたしておりません。私も、現在ゴルフ場の建設につきましては、特別地域内については、ゴルフ場を公園施設として認可をすることをしない、それから許可につきましても、一般的な方針として、当分そのようなものは認めないというような方針で来ておるわけでございます。それらが許可の対象になる事項でございます。そういうものににつきましては、そういう点で当然きびしくこれを規制していくというような考え方でおるわけでございます。

○木下委員 ゴルフ場の建設というのは、広大な地域にわたつて森林を伐採したりあるいは自然を破壊したり、美しい景観をこわすことになりまふ。国立公園内にゴルフ場をこんなにとんどんつくるといふことは許されないと思ふのです。現在の程度進行しておるか。現にゴルフ場建設が進んでおるといふところもあるかも知れませんが、少なくとも今後はつくらせないように、また現に計画の中のものも含めて、これはもうつくらせないようにすべきだと私は思ひます。環境庁長官はいかがでしよう。

○三木國務大臣 委員会が質問があつて、国立公園の特別地域にゴルフ場は認めませんと私は答えたわけ。しかし、自然公園は府県がみな管理しておるわけ。そして、それは私有地が一ぱいあるわけですから、そういう点でそれまでもゴルフ場は一切つくつちやいかぬといふことを申すことは適當でないと思ひます。

私はゴルフをやらないのです。日本各地にずいぶんゴルフ場といふものが建設されるが、もう少しパブリックで安く、外国などへ行つても、オーストラリアなんかに行つたら、一日百五十円くらいで遊べるのです。そういうことになれば木下さんも、非常にまたゴルフ場に対しての考え方、違つてこられるかも知れませんが、いまはどうも一般の庶民のスポーツといふところと距離がありますから。

そういうことで、公園という自然の環境に恵まれたところを、どこもかしこもゴルフ場として利用するといふことは適當だと思ひませんが、しかし、日本の現状から、未来一切ゴルフ場をつくつてはいかぬといふことも、これはやはり現実的でないと思ひますから、それは、ゴルフ場をつくる計画などを知つて、そのことの環境に対する影響等も考へて指導をするといふことが、一番適當な措置だろつと考へておる。

○木下委員 まだほかにいろいろ国立公園の問題でお尋ねしたいことがあるわけでありまふが、もうあまり時間がありません。とにかくこうした

観光開発計画といふものが、住民不在、国民無視、大資本のほうけ本位の開発計画として進行してきておるといふことは明らかであります。こうした点について環境庁としてもいろいろと言われまふが、国民本位の、そしてまた自然環境を守つていくという立場で行政指導を強くお願いをいたしたいと要請する次第であります。

次の質問に移りますが、三河湾国立公園であります。実は、この三河湾の国立公園の一部指定解除の問題が起つておる。ことしの二月十七日に、愛知県は三河湾国立公園の一部指定の解除申請を環境庁に対して行なつたといふことを聞いておるのです。その点はどうか、事実ですか。

○首尾木政府委員 国立公園につきましては、これは法律上県の申し出を待つて行なうということになつておるわけでございますが、そのような申し出は、まだ参つておりません。

○木下委員 そのことが問題になつておることはあるのでしょうか。これは新聞にも出ておるのです。新聞によると、県が解除の申請をするといふふうに出ておるのですけれども、申請は現実にいまだないとしても、行政指導を求めてきておるとか、あるいは話し合いがあるとか、そういうことはあるわけですか。

○首尾木政府委員 国立公園の地域の範囲あるいはその計画等につきましては、県の申し出によつて国が検討するといふことになつておるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、いまだ申し出は行なわれておりません。ただ、県においてこの国立公園について計画あるいは地域について、県の中においてそういうたような再検討をやつておるといふことは何つておる。

○木下委員 二月十八日付の読売新聞の記事によりますと、県が指定解除することをきめて、県立自然公園審議会にはかつた、審議会では利用計画があいまいであるといふことで、継続審議にした、こういうふうにかかれておるのです。そうすると、まだ申請はないといふふうに……。

○首尾木政府委員 いまだこちらに対する申請はございません。

○木下委員 この地域は、実は三十九年に制定をされました工業整備特別地域整備促進法、これに基づいて指定をされた地域であります。豊橋を中心として、埋め立てがどんどん行なわれてきたところでありまして、今度、この解除申請が出ていないのですけれども、出るという話のある地域というものは田原地区と申しますが、その田原地区には美しい砂州で有名な大洲崎というところが含まれております。また、蒲郡市の大塚地区も自然環境の特にすぐれている地域であります。これらの解除申請が問題になっておる地域というのは、特別地域なのか普通地域なのか、どうでしょう。

○首尾木政府委員 ただいま先生の御指摘のありました大洲崎につきましては、県で公園の拡張地域として考えたいと言っているところのように聞いております。

○木下委員 その問題になっている地域一帯ですね、特別地域か普通地域かということを知りたいのです。

○首尾木政府委員 私どもがたまたま把握をいたしておりますのは、県において面積として拡張する地域、それから削除する地域というものの広さをどの程度のものとして考えておるかというような動向、その検討されていることについて、その概括的な点について、そういう県からの答えを得ておるわけでございますが、具体的に先ほど申し上げましたように、申請書も出ておりませんし、どの地域をどのようにしようとする動きであるのか、その点については私ども現在のところまだ十分に把握をいたしておりません。

○木下委員 解除申請というのではないわけですから、そのことは別問題として伺っているのですが、大洲崎とか蒲郡とか、この地域一帯、ここは国定公園になっておるわけでしょう。だからこの地域というのは特別地域あるいは特別地域と普通地域と両方含まれておると思うのですが、どういふことになっておるか聞いています。

○首尾木政府委員 蒲郡市それから田原町等が問題になっておるわけでございますが、これは市街地を除きましては特別地域ということになっております。

○木下委員 特別地域ということになっていて、これはさっきも私指摘をいたしましたけれども、ほとんど開発埋め立てが行なわれてきた。特別地域であるのに埋め立てを許可してきたわけですか。

○首尾木政府委員 埋め立て地域は海面でございますので、これは普通地域でございます。

○木下委員 特別地域になっているところの海岸一帯がですね、その特別地域になっている海岸に接する形で海面をずっと埋め立てをする、こういうことをやられているのでしょうか。そういうことになりましたと、これは特別地域に指定しておる地域が台なしになってしまふと思うのですよ。海面はなるほど普通地域かもしれないけれども、特別地域に接した海面をほとんど埋め立てて工場をつくらせていくというようなことになると、特別地域は台なしですよ。こういうことをやられたのですか。

○首尾木政府委員 埋め立てにつきまして、許可行為ということでございますので、その特別地域にそれがかかる部分につきましては、それは当然許可の対象になるわけでございますので、過去におきましてそういったような問題につきまして許可が行なわれていたということは事実でございます。ただ問題は、これは当然許可でございますので、一切を許可しないというのではございませんで、そういう特別地域内においては、自然の破壊ということを十分考えました上で、その許可を行なうというのがたまたまでございます。この事例につきまして、それがはたしてよかったのかどうかといったような問題につきましては、それは具体的に過去の事例につきまして反省をしなければならぬ点があるかと思いますが、具体的なこの三河湾国定公園の埋め立ての問題でございますが、これにつきましては都道府県知事の権限とい

うことでございまして、都道府県知事がそのような許可を行なうて埋め立てをやられたという事実は、そのとおりであらうと考えております。

○木下委員 一般的には禁止をしておいて、特別の場合に解除をするのが許可である、そういう許可制度をしいているのは、その国立公園あるいは国定公園の自然を守るためにそういう許可制にしておるわけでしょう。だからたまたまは、そういう自然を守るために、あくまでも禁止なんです。それで、特別の場合に解除をする。それはいまあなとも指摘をされましたように、その美しい自然を破壊しないというたまたまでもって解除をしていく、許可をするわけですね。だから、たとえば民家ができればあるいは別荘をつくるとか、そういうことなら許可はできるかも知れませんけれども、工場をつくるのでしたら、ほとんど工場をつくるために埋め立てをする。そうしたらもうたいへんなことになるということは明らかです。なぜ一体そういうのを許可するのですか。これは県の管轄になるかも知れませんが、これでもね、ちょっとひどいと思うのですよ。もうこれでは、国立公園や国定公園または特別地域というものをつくった意味がないじゃないですか、そんなところにとんだん工場をつくらせていくために埋め立てをする、許可をするというのは、

○首尾木政府委員 御指摘のように自然公園でございまして、そこが工業地帯に近いものになつてくるというところは、自然公園の概念と反するわけでございます。したがって、そのような形の大きな開発というものはつきましては、これは自然公園である限り認められないというのが原則であらうというふうに考えております。ただ、わが国の国立公園あるいは国定公園その他都道府県立公園は、これはいわゆる地域性の公園でございまして、その地域というものは必ずしも公園専用の地域でないという点が、わが国の国立公園制度、自然公園制度の、いわばこれを十分に理想的な形で守っていくことにおいて、弱い点であらうというふうに考えておるわけでございます。

の点につきましては、私ども従来の行政運営の中において、そういったような点で弱いといえます。か、そういったような点で他の目的というものと調和ということについて、調整ということについて、いわば自然公園を守るという面からの主張というものが非常に弱かったという点はあるかと考えておるわけでございます。そういう点において、今後の問題として、私どもは自然公園行政の運営においてやはり、これは本質的に地域性の公園でございまして、一切他の目的に使えないという主張もできませんけれども、自然公園を守るといふ立場から、さらに今後こういう問題については自然公園を守るといふ立場からの主張というものをより強くしていくという方向で、この地域性公園のこの制度の中において自然公園というものを守っていくたい、こういうのが私どもの考え方でございます。

しかし、理想的に申しますと、いわゆる営造物公園と申しますが、自然公園の専用の地域というものを保持していきたい、そういうものでございまして、他の目的のためにその土地を使用するということは、これはもう簡単に排除できるわけでございます。それから、そういうものに持つていくことが理想でございます。しかしわが国全体の土地の情勢から申しますと、そのような態にむずかしい広大な地域というものの確保は非常にむずかしいわけでございますので、今後そういう特に重要な点については、たとえば土地の買い上げを促進するとか、そういうふうな方向によりまして公園の中にもいわゆる営造物公園に近い形のものをつくらせていくのが一方において必要だといふふうに考えておるわけでございます。

○木下委員 自然公園を守るといふ立場がこれまで弱かったと言われました。確かにそのとおりだと思います。この点についての深刻な反省なしに、ただ単に法律を幾らかいじって事済むという問題ではないと思います。そこで、もう時間が来ましたけれども、最後にこの法案の問題点に触れて幾らかの質問をしたい

と思います。全国の国立公園、国定公園、これは数は幾つあります。

○首尾木政府委員 国立公園が二十六、国定公園が四十八でございます。

○木下委員 いま言われた国立公園、国定公園で、埋め立てが行なわれた地域は幾らありますか、いまの三河湾のように。

○首尾木政府委員 国立公園はかなり以前から指定をされておるものでございまして、その中におきまして埋め立て公園とかいろいろなケースについての許可が行なわれてきておるわけでございしますが、その累積をしました数字というものをたていま手元に持っておりますので……

○木下委員 自然公園法の十七条、特別地域の場合の許可ですね、これに基づく許可件数というのは幾つあります。

○首尾木政府委員 国立公園の中の許可件数でございますが、四十七年度におきまして総数で七百二十四件でございます。環境庁長官の許可をいたしましたものでございます。

○木下委員 申請件数は幾つでしょう。

○首尾木政府委員 ただいまは許可をいたしました件数でございますが、このほかに四十七年度において不許可にいたしましたものが七件でございます。それから申請をいたしましたものが、これに対して指導の結果取り上げたというようなものがありございまして、それからなお、申請以前において指導によってその申請にまで至らないでこれを取り下げるといったようなケースもございします。

○木下委員 許可になったのが七百二十四件で不許可が七件ということ、一％ですね。非常に少ないですね。

それからさらに聞きますが、二十条、これは普通地域について一定の行為について届け出を要するという制度になっておりますね。この二十条の一項はそういうことになっておりまして、二項によりまして、特に必要があるという場合にその行為を禁止、制限あるいは必要な措置をとるべきこと

とを命ずることができるというたてまえになっておる。この二十条二項の禁止、制限もしくは必要な措置、そうしたものをとられたケースというのが、これまで国立公園についてあるでしょうか。

○首尾木政府委員

二十条の二項の措置につきましては、これは現実の形で、命令という形で行なわれなかったものはほとんどないというのが実情でございます。

○木下委員 いや、ほとんど言うが、あるかないか聞いているのです。幾らかあるように言っておりますが、ないのじゃありませんか。

○首尾木政府委員 これは私どものほうで具体的に把握しておりますものはございせんが、これにつきましては都道府県においてこのような命令を出しておるといふものは、これは過去において……

○木下委員 都道府県の国定公園は聞いてないですよ。国立公園について聞いています。

○首尾木政府委員 国立公園につきましても届け出の事項は都道府県知事ということになっておりますので、都道府県においてこの命令を出す、あるいは環境庁長官もこれについて出せるようになっておりますが、環境庁としてこれをやりましたものは、先生の御指摘のようにございせん。

○木下委員 結局二十条二項の禁止、制限、必要な措置というものをとられたケースというのはないということなんですね。今度の法改正というものは届け出事項の幾らかの追加であります。一体こういうことで自然や風景の保護というものがほんとうにはかれるのかどうか、私は非常に疑問に思うわけでありまして、大事なことは、この二十条二項の活用ということをごまかしてどうしてもっと積極的にやらなかったのか。これはほとんどやるべきですよ。法のたてまえだけでは禁止、制限あるいは必要な措置をとることができるといふことになっておつても、これは全く使われず眠つておる。こういうことだからこそ環境がどんどんよごされていくのです。

それから、もう時間ありませんので、もう一つ聞きますが、埋め立てであるいは干拓行為、これを海面以外の水面も禁止し、届け出事項にするということでありまして、この趣旨が、私もう一つわかりにくいのですけれども、海は現在よこれ切っておりますね。きれいなところも幾らか残っておりますが、海はたいへんよごれておる。瀬戸内海を見てもわかるように。湖やあるいは川をよごさないようにするために、海と同じように扱うのだという、そういうふうな感じがするのですけれども、その海そのものがよごれておるのに、海面と同じように扱ったって、これはナンセンスじゃないかという気がするのです。そうでしょう。その点どうですか。

○首尾木政府委員 御質問の趣旨を取り違えておるかもしれないのでございますが、このたび内水面につきましてこれを届け出事項の対象にいたしましたのは、たとえば霞ヶ浦とかそういうような湖や等につきましても埋め立てが考えられますので、そういうような点について特に従来はそれが届け出事項の対象になっておりませんでした、これを届け出の対象として把握し、これを十分に指導していきたい、こういうふうに考えたわけでございます。

○木下委員 もう時間ありませんので、これで終わります。

最後に環境庁長官にお尋ねしますが、国立公園あるいは国定公園がどのようににどんどんよごされていく、美しい自然が破壊をされていく、これはまさに大資本優先の政治の姿そのものだと思はれます。このことについての根本からの反省が私には何よりも必要であるというふうに思います。特にこれは環境庁がき然とした姿勢を堅持して、自然と環境を守り抜くという、そういう立場、姿勢というものが求められておると思います。幾ら法律を改正したって、これでは、私はこれまでのような態度では実効はあがらないと思います。この点について環境庁長官の決意を承りたいと思います。

○三木國務大臣 どうしても自然というものはいろいろな観光開発に比べてものを言わぬですからね。これはやはり環境庁が強力に自然の保全ということに対しては強い態度をとることが必要であると思ひます。しかし、このころは国民の間にも自然環境を守ろうという意識の非常な変化もありますから、やはりささえられるものは、国民全体がよい環境を守ろうという国民の意識、それでないと法律といつてもなかなかやはり法律よりも先回って知恵を使う者もおりますから、やはり一番大事なささえるものは、いま言ったような、将来子孫のためにもよい環境を残そうではないかという、そういう国民的な意識だと思ひます。法律ではない。しかし、一方においていま言ったような何か安直なモーションリズム、これがやはり乱開発いたしますから、そういう点では環境庁がやはりチェックする責任があると思ひます。

○木下委員 終わります。

○佐野委員長 次回は、来たる十九日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会

昭和四十八年六月二十六日印刷

昭和四十八年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W